

平成26年第6回太良町議会（定例会第4回）会議録（第2日）						
招集年月日	平成26年12月5日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成26年12月9日	9時30分	議長	末次利男	
	散会	平成26年12月9日	14時21分	議長	末次利男	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席10名 欠席0名 欠員2名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	田川 浩	出	7番	牟田 則雄	出
	2番	江口 孝二	出	8番	川下 武則	出
	3番	所賀 廣	出	9番	欠員	
	4番	末次 利男	出	10番	久保 繁幸	出
	5番	欠員		11番	坂口 久信	出
	6番	平古場 公子	出	12番	下平 力人	出
会議録署名議員	1番	田川 浩	2番	江口 孝二	3番	所賀 廣
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 岡 靖 則		(書記) 福 田 嘉 彦			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	岩 島 正 昭	環境水道課長		藤 木 修	
	副 町 長	永 淵 孝 幸	農林水産課長		新 宮 善一郎	
	教 育 長	松 尾 雅 晴	税 務 課 長		大 串 君 義	
	総 務 課 長	毎 原 哲 也	建 設 課 長		土 井 秀 文	
	企画商工課企画情報係長	毎 熊 賢 治	会 計 管 理 者		高 田 由 夫	
	企画商工課商工観光係長	中 溝 忠 則	学 校 教 育 課 長 兼 社 会 教 育 課 長		野 口 士 郎	
	財 政 課 長	川 崎 義 秋	太 良 病 院 院 長		上 通 一 泰	
	町民福祉課長	松 本 太	太 良 病 院 事 務 長		井 田 光 寛	
健康増進課長	田 中 久 秋					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成26年12月9日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

平成26年太良町議会12月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	1番 田川 浩	<p>1. 地域活性化について</p> <p>ふるさと納税とは、任意の自治体へ寄付することにより、寄付した額のほぼ全額が税額控除される個人住民税制度だが、最近では寄付へのお返しとして各自治体の特産品などを贈呈する自治体も多い。竹崎かみや牡蠣、ミカンなど特産品を有する本町として、その販路開拓にもなり地域活性化にも寄与するものと思われるが、積極的に取り組む予定はないのかを問う。</p> <p>(1) ふるさと納税についての本町の現状はどうか。</p> <p>(2) 特産品をお返しとして贈呈するにあたっての課題としてどのようなものがあるか。</p> <p>(3) 今後の予定と方向性についてどうか。</p>	町 長
2	12番 下平 力人	<p>1. 人口減少対策について</p> <p>我が町では外部からの企業誘致は難しい状況であるのは理解できる。しかし、このまま何もしないと人口流出は止められない。そこで、町内の企業等の雇用促進対策として、若年者の雇用を行った企業に対し雇用助成金等を交付することはできないか。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
2	12番 下平力人	<p>2. イノシシの被害防止対策について</p> <p>いまや全国的にイノシシ被害は広がり、深刻な問題となっている。当面の課題として次のことについて問う。</p> <p>(1) イノシシ被害対策について</p> <p>(2) イノシシ肉の活用方法について</p>	町 長
3	11番 坂口久信	<p>1. 農業振興について</p> <p>11月14、15日に太良町うまいみかんづくり推進協議会で太良町発祥の太幸のトップセールスということで東京に行ってきた。市場関係者と話をする機会があったが、今年のみかんの価格はここ数年では最低。また、極早生みかんは市場で売れず、何十トンも残っている状況と話された。太良町の基幹産業であるみかんについて、今後、どのような取り組み等を行っていくのか。</p>	町 長
		<p>2. 機構改革について</p> <p>人口減少が進んでいる中、いかにして地域を活性化するかが問われている。特に課題である少子化、地域再生、観光など様々な対策を推進していくうえで、専門的な部署又は係等を設置する考えはないか。</p>	町 長
4	3番 所賀 廣	<p>1. 町立太良病院の今後の運営形態と医療体制は</p> <p>(1) 平成20年8月総務省のアドバイザー事業を受け、平成22年4月より公営企業法全部適用の病院として再スタートをして4年7ヶ月になる訳だが、この間の経緯を踏まえて、今後どの様な運営形態を考えていくのか。</p>	病 院 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
4	3番所賀 廣	(2) 太良町では多くの方が人工透析を受けておられると思うが公的医療機関の果たすべき役割は、民間医療機関による提供が困難な医療を提供することにあるという観点から当病院でも考える必要があると思うがどうなのか。 (3) 小児科医療体制の充実は出来ないのか。	病院長

午前9時30分 開議

○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表どおりに進めます。

日程第1 一般質問

○議長（末次利男君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問者は4名であります。通告に従い、順次質問を許可します。

1番通告者、田川君、質問を許可します。

○1番（田川 浩君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問いたします。

今回は地域活性化を目的としたふるさと納税の活用について質問をします。

ふるさと納税とは居住地ではない任意の自治体へ寄附することにより寄附した額から一定の上限額を除いて税額控除されるという税制度であります。最近では、その寄附へのお返しとして各自治体の特産品などを贈呈することも多くなり、その特産品目当てに寄附することがちょっとしたブームになりつつあります。竹崎カニやカキ、また太良ミカンなど特産品を有する本町としまして、その販路開拓にもなり、また地域活性化にも寄与するものと思われれますが、積極的に取り組む予定はないのかお聞きいたします。

(1) ふるさと納税についての本町の現状はどうであるか。

(2) 特産品をお返しとして贈呈するに当たっての課題としてどのようなものがあるか。

(3)今後の予定と方向性についてどうであるか。

以上、質問いたします。

○町長（岩島正昭君）

田川議員の地域活性化についての1番目、ふるさと納税についての本町の現状についてお答えいたします。

太良町においてのふるさと応援寄附金の現状につきましては、平成20年7月に太良町ふるさと応援寄附金基金条例及び太良町ふるさと応援寄附金基金条例施行規則を制定し現在に至っております。内容といたしましては、平成20年度から現在までの寄附金額の合計額は367万1,500円となっております。その内訳といたしましては、平成20年度5件で4人様で85万円、平成21年度、1件、1名様で5万円、平成22年度、3件、3人様で55万6,000円、平成23年度、2件、2名様で55万円、平成24年度、4件で4人様で70万5,000円、平成25年度、3件、2名様で33万円、平成26年度、5件で5人様で63万500円となっております。

2番目の特産品をお返しするとして贈呈するに当たっての課題についてでございますが、最大の課題は太良町の竹崎カニや竹崎カキといった生ものを寄附のお返し品として贈呈する場合があります。生ものを贈呈する場合は、腐敗や食中毒等の衛生管理に十分注意する必要があるということでございます。そのほかの課題といたしましては、特産品の選定方法や特産品のお返しを開始したというPR方法、また寄附者への特産品の発送方法などが考えられます。

3番目の今後の予定と方向性についてでございますが、太良町といたしましても全国自治体の約半数がお礼としての地域の特産品を贈呈するという現状を踏まえて、太良町地場産業の振興、太良町の魅力の発信及び町収入の確保という視点から来年度から特産品のお返しの実施に向けて現在準備をいたしているところでございます。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

まずは、ふるさと納税、ちょっとこの制度についてもう少し詳しく確認しておきたいと思っております。

まず、この制度ですね、さっきおっしゃったように地方活性化策の一つとして平成20年度からスタートした制度であります。自分の住んでいるところ以外の自治体に寄附を行うということで所得税や現居住地での住民税が軽減されるというものです。制度が始まった当初は、まだこのふるさと納税という名前から自分の生まれた市町村だけにしか納税ができないという勘違いを誤解もあったようで、最近はわかりやすいようにふるさと応援寄附金とか、そういう呼び方もされているようです。もちろん自分が現在住んでいる自治体以外なら日本中、日本国中どの市町村にでも寄附をすることはできます。市町村以外でも都道府県にも、県の

ほうにも寄附することもできます。また、複数の自治体に分けて寄附することもできます。太良町にお住まいの方がふるさと納税をしようと思ったら、太良町と佐賀県以外の自治体にできるということになります。自分が住んでいるところ以外の自治体に寄附をするということで、制度が始まったころには自分が生まれ育った、以前生まれ育ったところ、また自分に縁のあるところにそういう市町村に寄附をするというのが大部分でした。それが制度が始まって3年後ぐらいですかね、平成23年度ぐらいからその寄附金額に応じたお返しの品、これを贈呈する自治体が出てきて、これが出てきたところからそのふるさと納税というその状況ががらっと変わってきました。その特産、そのお返しの品としてその町の特産品とか、そういうのをつけることが年々内容が充実をしてきて、今では各自治体が、もう競うように、例えばカニ、牛肉、高級な果物など豪華で魅力的なものをそろえていて、今はふるさと納税市場と言ってもいいぐらいに人気がある状況になってきております。昔は先ほど言いましたように何か自分の縁があるところに寄附していたものを、今ではそのお返しの品を見比べてどこに寄附しようかと、そういうことで決定されるという方も多くなってきているという状況であります。

それでは、実際、一般的にふるさと納税をしようと思った場合、具体的に皆さんどうなされているのか、そのやり方、流れというのを説明してもらえますでしょうか。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

現在、一般的なふるさと納税の申し込みの流れを説明いたします。

まず、各自治体のホームページやふるさと納税専門サイトから寄附したい自治体を選び申し込みます。申し込みは各自治体のホームページから申込用紙のダウンロードや自治体からのメール送信、ファクス送信、電話など、さまざまな方法があります。入手した申込書に必要事項を記入し返送します。その後、自治体から納付書が送付されてきますので、銀行や郵便局での振り込みとなりますが、最近では寄附金の支払いをクレジットカードでも可能な自治体が増えてきており、申し込みと同時に寄附金の支払いができますので、時間と手間が省ける有効な方法だと思います。自治体の振り込み確認後、寄附金受領証明書が送付されてきますので、翌年の所得税の確定申告や住民税の申告まで保管するということになります。

なお、寄附のお礼に特典をつけている自治体におきましては、申し込みのときに特典を選んでいただき、寄附金の振り込み確認後、特典が送られてきます。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

まず、寄附をする団体をホームページとかで選んでと、そこでどれを選ぶかというのを、どの品物を選ぶかというのをクリックをして、それでクレジットカードで決済する人はそれで決済をして、そしたら相手の寄附先から品物が送られてくると、それと証明書が送られて

くると、それで後日確定申告をして、その後、還付ですね、お金が戻ってくるということですね。その控除される金額というのがあると思うんですけど、それは大体幾らぐらいになるのでしょうか。よろしくお願いします。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

ふるさと納税の控除額の具体例ですが、これには計算式がございまして、それにより計算した標準的な目安として申し上げます。例えば寄附者の年収が400万円、扶養が高校生1人、寄附しようとする額が3万円の場合、控除額は所得税と住民税合わせて1万9,700円になります。また、寄附者の年収が500万円、扶養が高校生1人、寄附額が3万円の場合、控除額は2万8,000円となります。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

要するに今おっしゃったことを言いますと、年収500万円で高校生の子供さんが1人いらっしゃるという世帯で言いますと3万円という、もともと納税しなければいけない金額を自分が住んでいないほかの自治体に寄附することにより、その自治体から金額に応じたお返しをもらえるということになると思うんですよね、その2,000円というのは引かれると思うんですけど。では、そのふるさと納税としてどの程度の金額が寄附されているのか、全国、また県内の状況はどうであるのか、また県内でそういうお返しの品を贈呈している自治体はどのくらいあるのか、この点についてはいかがでしょうか。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

まず、全国の状況ですが、総務省発表の寄附金税額控除に関する調べによりますと、平成25年度は税額控除適用者数が10万6,446人、寄附金額130億1,127万8,000円です。

次に、県内20市町の状況ですが、平成24年度は963件の3,662万3,000円、平成25年度は1万203件の2億8,753万円、平成26年度、これは10月末現在ですが2万2,708件の5億1,173万4,000円となっております。

次に、県内20市町のお返しの品の贈呈状況ですが、何らかの特典をお返しとしているのは18市町でございます。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

今、県内でだんだん24年度、25年度、26年度と、24年度は3,600万円ぐらいだったのが、もう26年度では10月末で5億円を超えているということでしたけど、その中で県内の自治体で熱心といいますか、実績を上げておられる自治体というのはございますでしょうか。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

県内で特に実績を上げられている自治体は玄海町さんと小城市さんです。平成26年度10月末現在の実績額は、玄海町さんが1万9,078件の4億4,155万8,000円、小城市さんが3,169件の3,613万5,000円となっております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

玄海町さん、もう4億円超えてるということで、すごく頑張っておられるなあと思います。実際、その玄海町さんはそのお返しの品としてどういったものを寄附金額に応じて用意されているのか、そこら辺わかりますでしょうか。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

玄海町さんのお返しの一例を申し上げます。寄附金1万円以上でもらえますのが玄海町産の黒毛和牛、「玄海灘の恵」海産4種詰め合わせ、棚田米コシヒカリ、仮屋湾の焼きダイ、イチゴデラックス箱入り2箱などがあります。寄附金2万円以上でもらえるのは外津湾のカンパチ、玄海町上場亭ハム7点詰め合わせ、イチゴ特選桐箱入りデラックス化粧箱、高級魚仮屋湾のトラフグ、タイしゃぶと産直野菜の鍋セットなどがあります。寄附金3万円以上でもらえるのは、山の幸ギフト、海の幸ギフトなどがあります。寄附金10万円以上で玄海町の旬の特産を毎月1回、1年間もらえます。寄附金100万円以上で特産品3万円相当を毎月1回1年間もらえます。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

1万円のコースですと和牛、また棚田米、タイなど、またそれ以外でもイチゴ、トラフグですとかいろいろ100万円のコースまで用意されているということですね。それでは、(1)のふるさと納税について、本町の現状はどうであるかという質問に入りますけれど、先ほどの答弁でもありましたように、昨年、平成25年度では本町の場合33万円ということで、ここ何年間かで見ましても100万円以内、また寄附してもらった人数も5人以内で推移しているようでございます。では、本町に寄附してもらったそのふるさと納税の使い道、それは今現在はどうされているのか、それとまたふるさと納税があった場合、現在の太良町ではどのような対応をしているのかお教えいただけますでしょうか。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

寄附金の使い道ですが、寄附を申し込まれるときに寄附の目的を寄附者の方に選んでもらっています。例えば産業振興、医療福祉、環境保全、教育、町長お任せコースなどがあります。使い道の実績ですが、平成24年度に寄附していただいた70万5,000円については、平成

25年度に健康増進事業の健康手帳等作成に使わせていただいております。また、平成25年度に寄附していただいた33万円については、平成26年度に学校図書の購入に使わせていただいております。

次に、寄附があった場合の対応ですが、現在、太良町におきましてはお礼状の送付のみとなっております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

現在、太良町ではお礼状を寄附者に対して送ってるということですね。平成25年度で今さっきおっしゃったように玄海町では2億円ほどの寄附があったと聞いております。ことし入って4億円超していると。本町でこのお返しの品つきのふるさと納税を行っていないのはどうしてかというのがちょっとやっぱり気になりますよ。これまでこれをやるかやらないかという検討はされましたか、どうでしょうか。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

これまでお返し実施の協議・検討を課内において行ってまいりましたけれども、寄附のお返しに特産品等を贈呈するのはふるさと納税の趣旨にそぐわないのではないかという判断のもと、これまで対応がおくれてまいりました。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

ふるさと納税の趣旨にそぐわないと、それはよくわかるんですよ。なぜかという、受益者負担の原則に外れるからという、これは全国的に見ましても、例えば福井県さんというのは、そういった観点から慎重でございます。しかし、例えば鳥取県さん、鳥取県というのは、これはもう全然そういったものをもう度外視して、どんどん進めておられます。物すごく鳥取県自体も物すごくそういった特産品のお返しをつけたふるさと納税について寄附が物すごく集まっていますし、鳥取県内の市町村でも活発に行われております。先ほどの答弁の中で来年度からやるということで準備を進めているということでしたので期待をしておきますけれど、私は本町でこのお返しの品つきふるさと納税を始めるメリット、やるメリットですね、についていろいろあると思うんですけど、まず1つ目は自主財源の確保、収入アップになります、それで財務体質の改善につながると思っております。これは財政課長にお尋ねしますけれど、本町の歳入、収入ですね、収入におきまして、その構成ですね、収入の構成を地方税収入などの自主財源と地方交付税などの依存財源に分けるとどういった割合になるでしょうか、どうでしょうか。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

自主財源は歳入額全体の2割程度ということで、残りの約8割が依存財源というふうになっております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

今、財政課長おっしゃられたように、本町の場合、自主財源の構成比率が歳入におきまして非常に少ないというのが特徴であると思います。この自主財源の比率を上げていくということも課題であると思っております。今は地方交付税、割とたくさんもらっておりますけれど、これは将来的に減らされる可能性も十分にあると私は考えています。だから、その自主財源を確保をしていかなければいけないという、そういうことにこのふるさと納税というのが寄与していくのではないかなと思います。

メリットの2つ目として、地場産の特産品の新たな販路となり、売り上げのアップにも貢献できると思います。私は以前ミカン生産者の方からこういう意見を聞いたことがございます。私たちも頑張って糖度の高いミカンをつくっているんですけど、なかなか思うように売れないということをおっしゃっておりました。何ででしょうか。いろいろな原因あると思いますけれど、やっぱりその原因の一つとして販路、こういったものを新たにつくっていかなければいけないという問題もあると思います。ふるさと納税という新しい販路をつくることで地場特産品の売り上げもアップしていくのではないのでしょうか。これは農林水産課長に聞きますけれど、現在、町内の農産物と水産物の年間の売り上げ、販売額、これはどういうふうになっているのでしょうか。どうでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

農協さんあるいは漁協さんで共販に係っている分しか町のほうでは把握ができませんので、その分についてお答えをさせていただきます。

まず、ミカンでございます。ミカン全体で、これは平成25年産で9億900万円程度でございます。それから、タマネギでございます、これも平成25年産で1億4,000万円、そしてイチゴが1億3,600万円、仔牛が2億5,300万円でございます。それから、海産物のノリでございます、ノリが25年産で2億7,900万円、以上のようにしております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

例えば将来的にそのふるさと納税が1億円あったとしますね。例えばその半分をお返しの品に返したとして、使ったとして、でもそれは5,000万円と残るのが5,000万円というふうになるとは思いますけれど、今、代表的なミカンの販売額、これがJAさんのところで年間約9億円ということでしたので、その5,000万円、1億円もあったときに5,000万円というものが動くということは、決してそう小さい額でないと私は思うんですよね。それに、このふるさと

と納税で寄附をされる方々は、いつもはちょっと高くて手が出せないような、それでもやっぱりおいしそうだから食べたいというようなものを欲しいという方が普通の市場よりはたくさんおられると聞いております。いわゆる市場におきます上得意様ですね、こういったお客様が多い市場であります。そういう市場を開拓できるという点におきましても大きな意味があるのではないのでしょうかということです。

メリット3つ目としては、私は雇用促進や、もちろん活性化につながると思っています。これは長野県の阿南町というところの例ですけれど、ここは寄附金1万円に対して町内産のお米を20キロ、20キロですよ、20キロお返しの商品として贈呈されているらしいです。それが大好評につき、たくさん出たわけですね。そして、米が足らなくなったと。それどうなったかということ、実際、もう休耕田にしていた田んぼまでまた再開したという、そういった例もございます。この事業をやったことによって産業が活性化されたといういい例だと思っております。

また、メリットの4つ目としまして、近い将来、このふるさと納税市場というのが拡大する可能性があります。これどういったことかといいますと、ことしの7月に菅官房長官がこういうことを言っておられます。今までのふるさと納税の控除額を現在の2倍程度にして、今ふるさと納税をする上でちょっとネックと言われている確定申告ですね、これ確定申告をするという面倒くささがあるからやらない人も多いんですけど、その手続を簡素化したいという発言をされました。これについて、その後の、いろいろ今選挙中なんでしょうけど、見通しとか情報とかはつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

ふるさと納税制度の先ほどの拡充に関しましては、さきの安倍晋三首相が掲げた地方創生を目指して設置されました、まち・ひと・しごと創生本部で検討され、年末に取りまとめる税制改革大綱に反映させるとしていましたけれども、衆議院の解散により現在のところ不透明でございまして、その後の新しい情報はつかんでおりません。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

もちろん衆議院解散されて、今まさに選挙があつておりますので、それについての進展というのはまだなかったと思いますけれど、地方創生というのは、これからも多分、これが与党がどうなるかわかりませんが、もし変わらないとしたら、そういった方針でいかれるものと思います。だから、この控除額が2倍になるということは、その市場のパイが2倍になるということです。さらにこの市場が大きくなるということが言えると思います。

では次に、特産品をお返しとして贈呈するに当たりましての課題としてどのようなものがあるかという(2)番に移りたいと思いますけれど、現在、特産品のお返しに向けて準備を進

めていると、来年度始めるに当たって準備を進めているということでしたけれど、先ほどの答弁の中で最大の課題が要するにカニやカキなどの生ものを扱うと、その衛生面が心配だということでしたけれど、これはもう十分注意してもらえば、冷蔵物の流通がこれだけ日本は発達しておりますので、ですからもう問題ないと思うんですよ。ただ、先ほどおっしゃいましたようにその特産品の選定方法とかPR、またその発送方法などというのは私も課題であると思います。特に特産品の数の確保とか、また担当する役場側の人的問題ですとか、それも課題になってくると思います。まず、特産品の選定方法というのについてですけど、今のふるさと納税市場で言いますと人気があるのが牛肉、豚肉、ハムなどの肉類、カニや魚などの水産物、そしてイチゴや桃などのフルーツ類が特に人気があるそうです。もちろん米や野菜などの農産物全般、お菓子などのスイーツ類、また旅館の宿泊券など、ありとあらゆるものがお返しの品として登録はされております。本町の場合、太良産特産品のお返しの品候補として例えばどのようなものが考えられるでしょうか、いかがでしょうか。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

特産品のお返しの候補の一例を挙げますと、竹崎カニ、竹崎カキ、ミカン、ミカン加工ジュース、ハウスイチゴ、お茶、バラやユリ等の花卉類、豚肉、ハム、ノリ、生ワサビや加工品、棚田米などが考えられます。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

いろいろな特産品あると思いますけれど、その中から今のところどうやって選定をされる予定でしょうか。それいかがでしょうか。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

現在、考えていますのは、やはり公平性の問題もありますので、商工会やJA、漁協さんなどと協議をしまして特産品の選定をする方法を考えております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

もちろん役場の立場としましては、今、話されましたように団体にお声がけをしたり、満遍なく公平に町内中から募りたいと思うところでありましょう。しかし、私の考えでは、まずは寄附者、要するに消費者ですね、その寄附者のことを念頭に置いてもらいたい。まず、その寄附者、消費者に受ける品物を選んでもらいたい、第一に考えてもらいたいと思います。その視点だけは外してもらいたくないと思っております。それで、数の確保からいきますと竹崎カニなどはなかなか人気はもちろん高いと思うんですよ、出したらですね。しかし、数がそうそう確保できないかもしれませんので、期間限定で数量限定にするとか、そういった

対応で、まずはとりあえずやってみて、市場の反応を見ながら修正すべきことは修正としてと、そういう方向でいいのではないかと私は思っておりますと。

それと、その寄附金の募集の方法及びPR、これはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

まず、寄附金の募集方法ですが、現在多くの自治体が掲載していますふるさと納税専用サイトへの掲載などインターネット広告を通じて募集をかける広報が考えられます。県内自治体で実績を上げられている市町についてもこの方法をとられており、かなり有効な募集方法と考えております。

次に、PR方法ですが、先ほどのインターネット広告もPRの一つですが、そのほかに都市圏への情報発信ということで、各都市圏の佐賀県人会へパンフレット、チラシを配付しPRするというのも一つの方法だと考えております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

私もインターネットを利用しました発信ですね、それが一番有効かなと思っております。先ほど言われましたようにインターネットを使う環境にない方のためにそういったチラシなどの印刷媒体でやるというのもフォローする面ではいいかと思えます。

それで、ホームページを見る方にとって支払いのときにクレジットカード払い、クレカ払いというのが非常に便利なんですけれど、そのクレジットカード入金ということに関してはどういうふうに使われていますでしょうか。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

入金決済の方法ですが、現在は寄附者の方へ納付書及び払込取扱票を送付して郵便局等から納付をしてもらっておりますが、最近、入金決済の新システムとしてクレジットカード決済というものがあります。このシステムに関しましては、現在インターネットを使った支払いにおいて、とても利用率が高く、いつでもどこにいても寄附が可能で、こちらからの納付書等の発送の手間が省ける有効な方法だと考えておりますので、当システムの導入を考えております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

それでは次に、その品物の発送、これについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

品物の発送方法といたしましては、前段の特産品を選定していただいた団体または事業所あるいは施設等へ発送をお願いするということを現在考えております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

お返しの品の構成パターンによっていろいろな発送のパターンがあると思いますけれど、私がいろいろ今回調べて、自治体が申し込んだ後の対応が非常に遅いというところ、という意見が結構あるそうですので、そこら辺の対応は自治体といえども迅速に対応してもらうことを望みます。

また、人的対応というのが問題ですけれど、もし忙しくなり過ぎて人手不足になりそうなときは、そういうことが予想されるならば、先ほどの一般質問で私言いました地域おこし協力隊、こういったものの活用もする方法もあるかとは思っています。

それと、これも大事なことなんですけれど、来年度以降にはひょっとしたらこの控除額もアップされる、またこの市場のパイも大きくなるかもしれない、手続もひょっとしたら簡素化されるかもしれないという、そうなりますと、どの自治体もこのお返しの品つきふるさと納税という市場に参入してくるということが予想をされます。そこで、もう本町もあらかじめほかの自治体と比べられても、その中に埋もれてしまわないようなユニークな独自性のあるお返しの品というものが必要になってくると私は思っています。ちなみに全国的なものでいいますと、独自性のあるユニークなお返しの品というのはどういったものがございませうでしょうか。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

全国のユニークなお返しの事例としましては、大阪府泉佐野市では関西空港周遊クルージング招待券、犬鳴山七宝瀧寺での滝修行の一日修験体験、静岡県磐田市ではジュビロ磐田の観戦チケット、千葉市ではプロ野球千葉ロッテマリーンズ特別観覧席招待、群馬県中之条町では100万円以上で一日町長に就任、宮崎県三股町では牛1頭分のお肉、北海道紋別市では1万円以上でオホーツクの流氷、埼玉県美里町ではダチョウの肉の詰め合わせなどがあります。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

流氷から牛1頭丸々というところまでいろいろ各自治体さん、知恵を絞って考えられていると思います。本町におきましてもいろいろな特産品あると思いますけれど、そういったユニークなものをおいおい考えてもらえばいいと思っております。

それでは、(3)の今後の予定と方向性についてどうであるかという分でございますけれど、実際スケジュール的には今後來年度からとおっしゃいましたけれど、来年度のいつごろから

始める予定なのか、どうでしょうか、そこら辺は。

○企画商工課企画情報係長（毎熊賢治君）

お答えいたします。

開始の目標ですけれども、新年度、準備が整い次第スタートしたいと思っております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

新年度、準備が整い次第ということで期待をしております。

最後に、町長にお尋ねをいたします。答弁にもありましたように、太良町としてこの事業を来年度実施に向けて準備をしているということでございました。私はこの質問をするに当たり農業関係、また漁業関係の方にも意見をお伺いをいたしました。もしこの事業が実施されるのでありましたら、最大限の協力を惜しまないと言ってくれた方もいらっしゃいます。私はこの事業を行うことによって太良町を大いに活性化できる可能性があるものと思っております。ですから、この事業に取り組みされる体制づくり、またフォローなどしっかりしてもらいたいと思っております。人が足りないようでしたら緊急雇用の創出事業や、また地域おこし協力隊などいろいろなことを利用してでも取り組んでもらいたいと思っております。そこで、この事業に対する町長としての意気込みを聞かせていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

お答えいたします。

るる答弁等々で言ってますとおりに、この事業につきましては町内の特産品の販路拡大に伴い、生産者の直販にもつながるため、担当より答弁がありましたとおりに来年から実施するような指示をいたしております。なお、寄附していただく方の件数がどんどんどんどんふえた場合は、正規職員あるいは非正規職員等の増員も考えております。発送につきましては、私の考えでは特産品の販売所への委託等々で処理をしていきたいというふうに思っているわけでございます。生もの等々につきましては、レシピ等々をあげて何日以内に食事をお願いしますというふうな、そこら辺も中に入れて、もし年数がたった場合には責任を持たないというふうな、そこら辺も入れとかないことには、食べて後で期限が過ぎて食べて等々という問題等がございますから、そこら辺のレシピも入れて発送していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副町長（永淵孝幸君）

先ほどPRの件で担当係長が申しましたけれども、都市圏等で佐賀県人会の総会とかよう案内が来ます。そのときは、町の特産品というふうなことでパンフレットのほかに特産品を入れて、そして実際やっておりますので、そこを申し添えさせていただきます。

○1番（田川 浩君）

それと、ちょっと提案なんですけれど、この事業をするに当たりまして、これ結構大変な事業だと思うんです、始めてからも大変ですし、その前段階の企画立案して各町内の団体さんとか生産者さんとかと調整をしていくというのも大変でございますので、これに関しては私はプロジェクトチームみたいなものを何名かずつくってやられたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、その点についてはどうお考えでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

その件については、確かにプロジェクト等で担当課だけでは処理し切れないと思います。さっき申し上げましたとおりに生産者あるいはJA、漁協、商工会等と十分に煮詰めて、そして進めていきたい、恐らく1カ月ぐらいは十分時間かかると思いますから、だから来年度から実施の方向でといっても、来年の半ば過ぎぐらいに恐らく確定してからなると思いますから、そういうようなことで事前の協議をしていきたいと思います。

○1番（田川 浩君）

終わりになりますけれど、先ほども出てきましたふるさと納税が絶好調な玄海町といいますのは地方交付税不交付団体であります。いわゆるお金持ちな市町村でございます。この事業は、私は元来、本町のような自主財源に乏しい町が目の色を変えてやらなければいけない事業ではないのかなあと、そういうふうにも思います。何の事業をやるにしても、その事業を始めるいい時期、旬の時期というのがございます。この特産品つきのお返しつきのふるさと納税といいますのは、来年こそがまさにその旬を迎えるのではないかなと思っていますが、ぎりぎりのタイミングでもあると思っています、来年度ですね。来年度に乗りおくれましたら、うまくやれなかったら、来年度乗りおくれうまくやれなかったら、その他大勢の中に埋もれてしまうのではないかと、そういうふうな思いもあります。これからほかの自治体との競い合いということになりますので、ほかの自治体に負けないような企画を立ててもらいたいということを希望いたしまして私の一般質問を終えたいと思います。

以上です。

○議長（末次利男君）

これで1番通告者の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

2番通告者、下平君、質問を許可します。

○12番（下平力人君）

議長の許可を得まして一般質問いたします。

まず1番に、人口減対策についてということで、これについては以前から何回も質問が出ております。そこで、町長としても検討し、また御苦勞なさったのではなからうかというふうな感じもしておりますが、我が町では外部からの企業誘致は難しい状況であるのは理解できる、しかしこのまま何もしないと人口流出をとめられない。そこで、町内の企業等の雇用促進対策として若年者の雇用を行った企業に対し雇用助成金等を交付することはできないのかということで質問したいと思います。

○町長（岩島正昭君）

下平議員の1点目、人口減少対策について町内の企業等の雇用促進対策として若年層の雇用を行った企業に対し雇用助成金等を交付することはできないかということについてお答えいたします。

太良町におきましては大きな企業もなく、交通アクセス面や立地条件が悪く、企業誘致には至らない現状であります。対策には大変苦慮いたしているところでございます。企業の新規採用に当たりましては、基本的には定年まで雇用するわけでありますので、仮に助成金を出すとしても一時的なもので、果たして多くの雇用につながっていくのかという懸念がございます。このようなことから現時点では助成金等を交付する考えは今のところはございません。しかしながら、人口減少対策に関連する地方の人口減少抑制を目指す基本理念を定めた、まち・ひと・しごと創生法が年内に施行されるということでございます。この創生法に定められている地方創生事業につきましては、雇用創出についての内容が織り込まれているという情報がございます。今後は国、県よりその具体的な施策内容が示され、地方に交付金が交付されることとなっております。もしその中に雇用助成金等が交付されるような内容があるならば、その制度を利用していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○12番（下平力人君）

今、町長のほうから説明ございましたけれども、まず若年層といいますと、高校を卒業して職につくという人たちもほとんど外部のほうに流出をしないとという状況でございます。そこで、昔は見習いとかというような呼び方で弟子つき何かという形で何年か無償で精を出しよつたと、技術を磨くために出とつたけれども、今はそういうわけにはいかないと、育成という形で、入ってから定年までと、これはとてもできませんから、3年かそこらのいわゆる育成期間というのを設けて、できれば今の状況でしとるとほとんどが県外だというふうな状況ですから、その歯どめというのは何らかの形で新しい方法を取り入れんと、とても歯どめ策にはならんのではないかなというふうに思うものですから、そこら辺、町長、再度お願いしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

下平議員さんの質問等についてはわかりますけど、例えば助成金、仮に1人当たり10万円、30万円あるいは50万円やって1年間でやめて町外に転出されたという場合がそこら付近の助成金の意味等もなくなりますから、例えばやるにしろ、今後の検討課題でございますけども、何年間以上、例えば5年、10年、そういうふうなことでその職場に勤務していただいたらという条件つき等々も考えないかんというふうに思っております。世の中がどういうふうな景気、不景気になるかわかりませんが、せつかくその場でうちは町は助成金をやって若い人がそこにもし就職なさった場合は、もう解雇という形になれば、またその人の一生の生涯が棒に振るわけでございますから、そこら辺も慎重に対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○12番（下平力人君）

そこら辺の1年で転職をするというような状況では、これは元も子もないわけでございますけれども、そこは3年なら3年という縛りをつけてスタートせんと、今はやりのばらまきもいいところじゃないかなと思いますから、そこは確実に見返りがあるような体制づくり、方法というのを考えていったほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。ですから、今の荒廃地の整備、これも一つの人口増につながるような策であろうと思いますから、そういうのを含めてもう一回町長、若い人をここに育てるとするのは将来的に非常に効率もよくなるし、また人もふえていく、婚活であるとかなんとかというのも活動も一緒ですが、そういうことも若いときから地元で定住してそれができると、そして暇な、例えば会社がきょうは休みよといったときは自分のうちの仕事もできる、非常に効果的にはいいんじゃないかなという思いはするわけですね。ですから、そういうのも総合的な判断をしながら、目先ではもしかしたら赤字になるかわからんということもございましょうけれども、そこを何とか工夫を、もう一工夫、二工夫できんかなというふうに思っておりますが、どうでしょう。

○町長（岩島正昭君）

議員御指摘のとおり、おっしゃることはわかりますけど、これは企業あつての雇用ですから、果たして何企業か毎年若い人を入れていただいております町内の企業さんもございますから、そこら辺の実情等々を聞いて、単なる1人、2人ではなくして、そういうふうなやるからには、ある程度企業等々も5人、10人ぐらいは、どっちにしろ町が乗り出した以上はそこら辺はお願いせないかんわけですから、企業さんとも果たしてどれくらいお望みなのか、そこら付近を単なる何万円、何十万円やるから雇うてくださいというふうなことはいかんですから、十分検討して、あるいは商工会とか、あるいは皆さんたち農協とか商工会等の打ち合わせをしながら、まずどういうふうな方法でそういうふうなこと、就職、雇用等々について今後進

めていくかという、十分検討していきたいというふうに思います。

○12番（下平力人君）

今、地方のほうではそう問題はないんですが、あるところでは仕事はあっても人が不足してるというふうな状況下にある地域もあるわけですね。ですから、そういうのを聞いておきますと、これからは技術屋さんであるとか、あるいは手元というんですかね、そういう人たちも不足をしてくる、高齢化が進んでいく中ですから、どうしても頼りになるのは若い人ではなかろうかというふうに思うんですよ。そこで、私が思うのは、町内にも小さな企業でございませけれども幾らでもございませ。ですから、もちろん森林組合でもそうですし、あるいは建設業でもそうなんです。ですから、そういうところにお互いに将来のことを考えていきますと、1人ずつぐらいは雇用できるんじゃないかというふうに思うわけです。そのためには、もちろん町長の権限といいますかね、判断で仕事をふやしてくれるということと合致しないと、なかなか仕事はないのに人は雇えんよと言われればそこまでですから、そこも含めた検討をしてもらわんと、これは方法として、そこで町長、方法として、これはいいよと、よそからは企業は来ないと、来れないという状況下の中で、じゃ太良でこういうことをしようというような考えというか、そういうのはございませんか。

○町長（岩島正昭君）

それは、方法といっても、行政が方法をこうやんなさい、こうしなさいという、これはもう営業が絡みますから、そこら辺は押しつけはできないんですけど、皆さんたちがある企業さんたちがこういうことをやりたいと、例えば建設事業にすれば、今度新規で建設業の職員を雇用したいので、もう少し町の単独事業等々も何とかお願いできないだろうかというふうな皆さんたちの意見を聞きながら両方歩み寄ってそういうふうな雇用対策につなげていきたいというふうに思います。ただ、雇用、雇用といっても、結局収支がとれない会社は、幾ら頼んでも、今の状況じゃ、ちょっと我々も雇用するような余裕はないと、必要最小限で雇用してるんだというふうな皆さんたちのお声も聞きますから、まずは本当はこういうふうな役場、JA、そういうふうな団体が雇用してもらうのが一番いいですよ。ただ、行革等々で、もう役場等々もどんどんどん職員数は減っていますし、場合によっては、もううちもなるべく臨時職員等々も最大限に皆さんたちの職場として雇用しておりますけども、そこら付近も皆さんたちと町内の全部の企業とお話をしながら、なるべく若い後継者が町内に永住するような対策を持っていきたいというふうに思っております。

それともう一つは、若い町民が、もうどんどんどん町外に出ていくというふうなことも確かにありますから、いつかのこの議会でも申し上げましたとおりに、結局若者の子育て支援対象者の定住住宅というふうなことで子育てするなら太良町で子育てしてくださいというふうな、その方法も考えているところでございませ。それとあとは雇用ですね、雇用はできるだけ町内に限らず近隣市町村にもそういうふうなことでお願いをする方法もありますか

ら、太良町から通勤していただくというふうな方法もございますから、そこら辺は総合的に判断して、今後場合によっては企業さんたちともお話し合いをしていきたいというふうに思います。

以上です。

○12番（下平力人君）

そしたら、今、太良町に籍を置きながら町外勤務、働いていらっしゃる方、どのくらいいらっしゃいますか。ちょっとお尋ねします。

○企画商工課商工観光係長（中溝忠則君）

お答えいたします。

平成22年10月1日現在の国勢調査、従業地集計によりますと、太良町に住んでいる人が男女で総数9,842人、そのうち就業者が5,160人で、県内他市町村で従事されている方が951人おられます。

以上でございます。

○12番（下平力人君）

やっぱり太良町に籍を置きながら外で働いていらっしゃるというのも相当いらっしゃるわけですから、その本人の意思を、太良町に籍を置いてでも通勤可能な限りやるんだというふうな方もいっぱいいらっしゃるわけですから、そういう人たちともこれから胸襟を開いた会合、自由討議でもしながら、そういうふうに進めるという手はないのか、これを町長、お願いしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

それは行政もそうでしょうけど、商工会のほうもそういうふうなことをやっていただきたいというふうに思いますよ。行政と商工会、結局雇用対策ですからね、一体と、一緒になって、できるだけ係長が申しましたとおりに町外の雇用者が多いということは、言いかえれば町内企業がないからですよ。だから、私の考えは町内に永住していただいて、そういうふうな若者の定住対策等々で極力住宅をつくって、将来的には払い下げするような政策をやり、できるだけ町内から町外にそういうふうな通勤していただくというふうな方法しかないんじゃないかというふうに思っておりますから、そこら付近はお互いに商工会あるいは観光協会、農協、農業団体等とも後継者等とも話していきたいというふうに思います。

○12番（下平力人君）

今回、議案として上がっておりますのが認定こども園整備または町営住宅建設の団地取得費というようなことで上がっておりますけれども、将来的にはそれも確かに人口増加にはつながっていくというふうに思っております。これも非常にいい試みではなかるうかというふうには思っておりますけれども、まだ決算というかあれも通っておりませんので、考えとしてどのくらいの規模の戸数ができるのか、住宅戸数ですね、お尋ねしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

まだ予算等も提案はしておりませんが、この場で果たして皆さんたちに提案する前に言っているかどうかわかりませんが、一応町の計画ということでお聞きください。また、提案は後ですからね。大浦地区に大体6戸で、多良地区に15から16戸ぐらい、若者専用の住宅をつくりたいなというふうに思って、後ほどこれは新年度で提案をさせていただくわけですが、執行部としてはそういうふうな計画を持ってるところでございます。

以上でございます。

○12番（下平力人君）

先手必勝といいますか、そういうことで率先した考え方を進めていってやることに対しては、非常に我々としても感銘を覚えるわけですが、ただあとは実践といいますか、そういうのが非常に大事になってくると、そういうふうになったときに、まず家をつくる、何戸つくりますよ、じゃ住んでくれる人をどうしましょうかというような課題が残ってくるというふうに思います。そこは人を、これはもう人をふやすわけですから、もちろん町内の方をふやす、また外部からの人をふやすという、ふやすことには一つも変わらんわけですが、そういうのをつくってよかったと言われるような町民サイドからの声を執行部としても期待をされておると思いますから、そういう点ではどういうふうな方法で家をつくる、入居をしてもらうという推進方法、これについてはどのような考え方でございましょうか、町長。

○議長（末次利男君）

質問者に申し上げます。通告外でございますので、別に質問してください。

○12番（下平力人君）

いずれにしても人口増につながる、ここままでいきますと、もう目に見えた数字になってくるんじゃないかと、減るのは目に見えておると。合併当時1万5,800ぐらいございましたですね。今、半分ちょっと強というところに落ちてきましたから、その対策をまず先行していただきたいなと。もちろん執行部としても日夜検討されておるとは思いますが、やっぱり結果というものをみんな待っておるわけですから、そこら辺はどうですか。

○町長（岩島正昭君）

これは、もう全国津々浦々でこの少子・高齢化については、もう太良町だけの問題じゃないんですけど、早く言えば結局子育てですよ。だから、今の日本全国相当な子育てに対して経費が要するというので、恐らく1人ないし2人ぐらいですから、できるだけ子育て支援にお手伝いをしたいと。子育てについては出産祝い金とか、あるいは給食費の無料化とか医療費の無料化とか、そういうふうなことで子育てに金の投資額を幾らでも減らして、町、行政がお手伝いして、そしてどんどん、どんどんというたら失礼ですけども、そういうふうな子供さんたちが産み育ててもらわんことには、もう今の状況では人口はふえないというふうに

思っておりますから、重点的に子育て支援に対策を絞っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○12番（下平力人君）

この人口増の道のりというのは非常につながりといいますか、険しいものがあると思います。これをいずれにしましても今町長おっしゃったような、これはもう全国的な傾向であると、仕方がないじゃないかというふうなとり方をすればそれで終わり。しかし、食材でも一緒なんですね。何かをちょっと変えただけで、どんと消費が伸びていくという部分もございまして、ぜひ私たちが期待をするのは町長トップの考え方であろうと思いますから、そこを諦めずにやっていただきたいなど。先ほどの太良町内の事業所にしてもそうなんですけど、やっぱり何とか雇う側あるいは雇われる側が一体となって物に取り組んでいかにやいかないというふうには思っております。そこで、もう一回その辺の、例えば武雄がイノシシ課というのをつくったように、太良町でも仕事ない課とか、そういうのをつくって盛り上げをしていけばいいんじゃないかというふうな思いもしますが、どうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

この件については、次の坂口議員の質問等々もございますから、その件で詳しくはお答えをしたいと思っておりますけども、そういうふうな対策で子育て支援課とか、あるいはもろもろのそういうふうな課の増設あるいは係の増設を計画していきたいというふうに思っております。ただ、こういうふうな小さな町村になりますと、もう一人で何ぼでも仕事を持っておりますから、ある程度独立した係あるいは課をつくらんことには、それに集中できんとですよ。だから、さっきの田川議員の話でもありましたとおりに、そういうふうなふるさと納税等の発送等々も課が集中すればPR等々もどンドンドンドンそれにはまっていけるというふうな利点もありますから、来年あたりは子育てとかふるさと納税等々の、それから観光等々を重点的に絞って課の増設あるいは係の増員を設置をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○12番（下平力人君）

これについては、やはり官民一体となって協力をしていきませんと難しいんじゃないかろうかと。小さなことが大きくなっていく、育っていくわけですから、そこは我々としても町長さんだけに頼るんじゃないかと、みずからもやっていくというぐらいの気持ちで考えていきたいと思っております。

次に、イノシシ被害防止対策についてお尋ねをしたいと思っております。今や全国的にイノシシ被害が広がり深刻な問題となっている。当面の課題として次のことについて問う。イノシシ被害対策について、2番、イノシシ肉の活用方法についてお願いします。

○町長（岩島正昭君）

2点目のイノシシの被害防止対策についての1番目、イノシシ被害対策についての質問にお答えをいたします。

近年、全国各地でイノシシによる農作物への被害が増加をいたしております。イノシシによる県内の農作物被害額は平成25年度で1億1,023万4,000円となっております。太良町では平成25年度で358万5,000円の被害が発生しており、農業へ多大な損害を与えているところでございます。このような中、町では幾らかの手法を併用して被害を抑え込む取り組みを行っておるところでございます。1つ目はイノシシの捕獲による取り組み、2つ目が田畑を防止柵で囲う被害防除、3つ目がイノシシが好む場所をつくらないために耕作放棄地等を解消する取り組みを行っているところでございます。今後も国や県の被害防止対策事業を活用して効果的かつ効率的なイノシシの被害減少に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

2点目のイノシシ肉の活用方法についてであります。現在、冬場の狩猟時期以外に捕獲されるイノシシは、食用としての流通は少なく、自家消費または廃棄をされているところでございます。また、年間を通じてイノシシ肉は手軽で安定的に入手できず一般家庭用として普及されていないため、消費が少ないというふうに言われております。近年、イノシシ被害対策で捕獲したイノシシ肉を換金できればということで食肉処理施設の整備を初めとしたイノシシ肉供給体制を整備する試みが各地で行われております。捕獲された野生のイノシシは家畜と違い、と畜場法の対象とならないため、屠殺から解体、処理、出荷、流通に至るまでの衛生管理対策について法令による規制が整っておらず、食品としての安全性や品質を確保するために必要な基準が明確でない状況でございます。このことから、国の野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドライン等に準じた食肉処理の徹底が求められております。また、野生イノシシは牛や豚等の家畜と異なり飼料や健康状態等の衛生管理は行わないことから、寄生虫に感染していたりE型肝炎等の疾病に罹患しているなど一定のリスクが認められております。以上のような衛生管理やリスクをクリアした上質のイノシシ肉を利用したシシ鍋やウインナーソーセージ等の加工品として活用できないか研究をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○12番（下平力人君）

このイノシシ対策については、非常に神経を注いで耕作者あたりはやっておるわけですが、今、電気柵でございますとか、あるいはワイヤーメッシュですね、こういうので一時的には入らんような被害対策にはなりますけれども、これは永久的なものじゃなくて、そのときそのときで労費を使いながらやっていかにやいけないというデメリットもございまして。ですから、今の形態を見ておると、イノシシはどんどんふえていくと、とつても

とっても減っていかないんだということを聞きますから、これがだんだん全国的に広まっていったときにどうなるのかと非常に不安、心配な部分がございますけど、そういう点について今の考え方、いわゆるわなでありますとか箱であるとか、そういうので幾らかとっていただいておりますけれども、これはもう本当に全体的な取り組みをしていきませんか、これは農業をやる人はなくなるんじゃないかなろうかというふうな感じをしております。これは農業ができないということになりますと、とても大変なものになるんじゃないかなろうかと。何で飯を食べるんだということにも極端に言いますとつながっていくという懸念もございますから、そこをできればもっと積極的なことを考える必要があるんじゃないかなろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、イノシシの農作物への被害というのは、これは全国的に大分多くなっております。太良町においてもそうでございますが、その対策といたしましては、町長の答弁にもございましたように、いろいろ電気牧柵あるいはワイヤーメッシュ、これは国の事業あるいは県の事業、町単独の事業、3本立てでイノシシの個体数を減らすというような取り組みを行っております。それと並行いたしまして箱わなあるいはくくりわなによるイノシシの捕獲というようなことで、これ年々頭数はふえております。平成26年度、今年度は、もう10月末で224頭捕獲をいたしております。そういうことで、これらを組み合わせて捕獲とイノシシの侵入も防ぐというようなことでずっと取り組んでおりますので、このまま継続していけば、農作物への被害は必ず減少してくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○12番（下平力人君）

今、武雄から嬉野、鹿島、太良というようなことで被害額が上がっておりますけれども、全体的には2,500万円ぐらいですね、3市1町ですね、こういうふうになっておりますが、ただ懸念される部分は、イノシシを捕獲しても捕獲しても減らないと、今のまま、いわゆる224頭ですか、とれてもまだ減らないということですから、あとはどんな対策をすればいいのかというとき考えてみますと、我々耕作者もそこに入って何とかそこを広げていかにかんとかんと、やはり何人かにお願いするというのも大変ですから、これは再三に乗っても減らない、一生懸命とっていただいても減らないということになれば、これも全体で取り組みをしていく必要があるんじゃないかなろうかと。金とかなんとかということは考えずに自分の栽培したのに対して被害を減らしていくというのが使命ではなかろうかと思いますが、そういうところの全体的な考え方として何かいい方法はないのか、担当課長、お願いしたいと思いません。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

イノシシの被害防止対策といたしまして先ほど来お答えをいたしておりますが、1つはイノシシの捕獲によって個体数を減らすと、それからイノシシの侵入を防ぐための方法としてワイヤーメッシュあるいは電気牧柵で侵入を防ぐと。あと一点、町で実施いたしておりますのが耕作放棄地の解除ということで、建設課さんのほうなのですが、農地の基盤整備事業というのを活用しております。その中で全てじゃないんですが、耕作放棄地について平成23年度では5カ所、対象事業費が860万円、それから24年度では8カ所で対象事業費が約1,500万円、それから25年度につきましては7カ所で1,220万円、そういうことで、耕作放棄地の解消に努めて、いわゆるそこを緩衝地帯というようなことで、イノシシがそこを整備することによって山のほうにいるイノシシがこっちの農作物のある畑等に侵入をしないと、見晴しがよくなるというようなこともありますので、そういうことも絡めて今後とも事業をやっていききたいというふうに思っております。

以上です。

○12番（下平力人君）

確かに耕作放棄地を整備しながら幾らかでも減らしていく、被害を減らしていく方法というのは非常に我々としても助かるわけでございますけれども、何といたしましていよいよ収穫を前にして被害に遭うというのが一番耕作者としてはつらいんじゃないかなと思うから、それと同時に今取り組んでいらっしゃる広域的な捕獲作戦ですか、もちろん補助金を出した形態ですね、こういうのも非常にいいことであろうと、イノシシなんかは境界というのはちょっとあってないようなものですから、どこまでも行くわけですね。今課長がおっしゃるように荒廃地をねぐらとして、そこからまた行動するということになりますから、そういうのを減らしていくというのは、もう本当に一番大事なことでもあろうと思いますから、ぜひそれをやっていただきたいと思います。しかし、それをまた被害に遭って、もうやめたよというようなことになると何のあれにもなりませんから、そこをもう一回検討しながら、今まで捕獲に従事している方たちがどうしてももう限界なんだということになりますと、やっぱり我々としても町民の皆さんにお願いをして自分のことは自分で守ると、健康でも一緒なんですけど早期発見というようなことでやっていけば何とかなるんじゃないかなと思うふうには思いますが、そこら辺について課長、どう思われますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

捕獲については、わなの設置の仕方等々、研修会もやっているところでございます。

それから、箱わな等のわなの免許についても、各地区にお願いして、なるべくとっていただくように推進をいたしております。

それから、広域で鹿島市さん、嬉野市さん、太良町、2市1町で平成26年度からは狩猟期

間も報奨金を各市町イノシシ成獣1頭に対して5,000円というようなことで、そういう報奨金制度も新たにつくって、捕獲についてより一層とっていただくようなことで進めているところでございますので、今後ともそういうことで一生懸命イノシシ対策を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○町長（岩島正昭君）

この捕獲対策についてはるる2市1町、鹿島、嬉野、太良で有害鳥獣駆除対策協議会ということで広域的に取り組んでおるところでございます。ただ、これは電牧等々については、もう個体数が減らんわけですね。だから、捕獲してそういうふうな解体してもらわんことには頭数は減らんということで、ただ農業作物等の被害防止策として電牧の柵をしても、スイッチを忘れてりなんかするとどンドンどンドン入るということで、町外、向こうのほうの北部のほうですけど、あれは電牧じゃなくしてトタンで中は見えんごとするなら割と被害が少ないという話も聞いたとつですよ。トタンぐらいで飛び越えやせんかということ、中が見えんけんが、それはよっぽど効果的というふうな話も聞いておりますから、そこら辺等々も生産組合長等々に会議で話をし、あるいは家の解体等々でトタン等が古トタンがあれば、そこら辺を極力寄せていただいて、まず試験的にそういうふうなトタンで囲む方法も被害防止の対策の一環じゃないかというふうに思っておりますから、とにかく頭数が減らんことには、昔のイノシシは1頭、1匹やったとが、もう5頭、6頭ですから、だからまずもう雄をとっても雌をとらんことには個体数は減らんというふうな話も聞いておりますから、そういうふうなことです。

それともう一つは、これは捕獲を誰でも彼でも捕獲できんわけですよ。ある集落では中山間でそういうふうな講習等々をやって講習のお金を中山間から出して捕獲をしていると、これは、もう無許可でどンドンどンドン捕獲されたらもっと減ると思いますけども、結局ある集落でも若い人がそういうふうな捕獲で講習を受けてこれに携わっていらっしゃるところもありますから、そういうふうなことで、もう少し法の改正ができればもっと枠もふえると思いますけれども、何とか広域的に2市1町で今のところ補助金等々も横並びで統一しながら対策を協議しているところでございます。

以上でございます。

○12番（下平力人君）

今、捕獲に従事されていらっしゃる方は何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

全部で39名いらっしゃいます。

○12番（下平力人君）

39名という方は、大体その中で専門的にやっていただいとる方は何名ぐらい。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

専業といいますか、狩猟免許を持たれる方がそのうち11名いらっしゃいます。あとはわなのみの免許の取得者でございます。

以上でございます。

○12番（下平力人君）

そこの町長、先ほど答弁されましたけれども許可が要るんだと、許可をとるための補助なんかは幾らかありよったですね、出されよったですね、町から、そうやなかったですかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

狩猟免許の許可が必要で、それも更新のときに幾らかからお金がかかりますが、助成等は現在のところ行っておりません。

以上でございます。

○12番（下平力人君）

そこはやってでもそれだけの効果というのはあるんじゃないかなろうかと思いますが、非常に難しいあれですか、許可をとるためには。

○町長（岩島正昭君）

猟銃じゃなくして箱わなとかくくりわな等々については、結局箱の中に入っても、それを捕獲し切らんというわけですよ。だから、結局猟銃で撃つてもろうたり、やりをつくって刺したりなんかしてそういうふうな解体してるという状況ですから、誰にも彼にも、免許を取ってて云々は、なかなか限定されるとやなかかと思えますけどね。とにかく生きたイノシシですから、あの箱わなに入った、あるいはくくりわな等々で、この前お話聞いたワイヤーを切って100キロぐらいイノシシが突進してきたという話も聞いておりますから、あれも簡単にはちょっと危険を伴うもんですから、簡単には手を挙げる、たとえ補助をやっても手を挙げる人が果たして何人おいでになるか、これも皆さんたちに極力お願いする方法しかない。もし災害があった場合、また、これは大変ですからね。できるだけそういうふうな捕獲者がふえることが一番いいんですけども、ただこのイノシシが一遍箱わなにかかったら、もう何カ月、半年ぐらいかからんそうですよ。それだけもう気のきいとるという話ですね、なかなか餌に食いつかんというふうなことです。極力捕獲大作戦でとにかく2市1町でやらんことには、太良町だけやっても、鹿島、嬉野からどんどん来れば、ちなみに鹿島は450、嬉野は500ぐらい年間頭数、結構範囲が広いということで、だから1,000頭以上2市1町で年間とれよるということですね。そういうことですよ。今後は捕獲作戦をやっても解体した後処分が大変ということだそうですよ。ただ、1匹ぐらいとった人が解体してスコップで掘って埋めても、もう太良町で、もう何年、二、三年前、1人で100頭ですよ、1人で。だから、

この処分が大変ということで、浅く埋めとれば共食いするそうですもんね、あれは、イノシシは。だから、ユンボ等々で掘って埋設を深うせにやいかんということで、この前ちょっと2市1町の首長等でイノシシの焼却炉等々はもうぼちぼち検討せにやいかんと時期が来とつとやないかというふうな話も出ておりますから、あと処分対策も今後ついてくると思います。以上です。

○12番（下平力人君）

この処理について、非常に課題が残るということでございますけれども、肉として北陸方面ではそう大きくないイノシシですね、中ぐらいのイノシシを食材として提供されとると、非常に料理の使用では非常においしいというようなことで観光に行くとかなんとかで喜んでいただける方もおられますから、これも一つ工夫をするということと、もう一つはとって自分で処理をせにやいけないと、埋めないといけないということであると大変でございますから、そこら辺も処理場として決めて、ここでいいですよということをやっていきませんと、やっぱり二重、三重の手間がかかる。さっきの課長の答弁でも専門的な人はそういないと、もちろん専門もちながらのことであろうと思いますから、その処理場あたりも設定をするという検討が必要じゃなからうかと思いますが、そこら辺どうなんですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

処理場を建設して、あとは運営というところもでございます。当然許可関係で食肉処理業とか食肉販売業の県の許可も取得する必要がございます。そこを運営するコストですか、その辺もでございますので、今後研究はしていきたいなと考えております。

以上でございます。

○12番（下平力人君）

今、課長答弁いただいたんですが、私が言ってる処理場というのは個人で面々に埋めてるというものを1カ所か2カ所ぐらいに大浦、多良ぐらいに決めて、そこで処理じゃなくて処分すると、埋めていくというようなことであつたんです。

○町長（岩島正昭君）

それは私がさっき申し上げましたとおりに焼却場、焼却ですね、解体した後の残骸、頭とかなんとか、そういうようなことを今埋設していらっしゃる方が大変だと。たとえ3町で話したときに、そんなら真ん中で鹿島方面につくったらどうかという話もありましたけども、1頭か2頭とっても鹿島までわざわざ持っていかんじゃつかというふうな話もありますよ。だから、これもある程度の捕獲はせんことにわざわざ持っていってもらわんとという、そこんたいの欠点もございますし、もう場所的に太良、鹿島、嬉野って1カ所ずつつくっても大変だなというふうにも思いますから、検討課題ですよ、2市1町の。ただ、組合で2市1町でそういうふうな解体した残骸を配達して回収してその処分場に持っていく方法も将来的

には考えないかんじやろうというのを思っておりますけどね。

以上です。

○12番（下平力人君）

それと、わな、箱わなには餌を入れとらんと、なかなか食いつかないと、入ってこないということであって、そこら辺の餌代もばかになりませんという話も聞いておりますし、そこら辺ぐらいの支給あたりは必要ではなかろうかと思えます。そこそこの中山間地域の交付金で間に合わせとるところもありましようけれども、それもなかなか問題があるような話も聞きますから、その分については町から提供するというぐらいのあれは、いうぐらいと言うと本当に申しわけないんですけれども、そういうことはできないですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

現在、捕獲報奨金ということで駆除期間4月から10月末までは成獣イノシシ1頭当たり1万8,000円の報奨金が出ております。狩猟期間の11月から3月の下旬までは1頭当たり町の補助ですが5,000円出ておりますので、その報奨金を活用して餌代等については各狩猟者の方で見てもらおうというようなことで現在運用をしているところでございます。

以上です。

○12番（下平力人君）

それじゃ、とにかく被害が少ないように、そしてこれからイノシシがふえないような政策をぜひとっていただきたい。我々もそういう気持ちでいきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○議長（末次利男君）

これで2番通告者の質問を終了いたします。

続きまして、3番通告者、坂口君、質問を許可します。

○11番（坂口久信君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い2点について質問をしたいと思えます。

まず1点目は農業振興について、そして2点目が機構改革というようなことで2点質問をしたいと思えます。

まず1点目、農業振興についてでございます。特に今回はミカンを中心として質問させていただきます。

農業についてはいろんな部分でいろんな品目もあろうかと思えますけれども、今回の質問についてはそれをさせていただきます。

今年度、11月14、15と太良町うまいみかんづくり推進協議会で太良町の発祥の太幸のトップセールスというようなことで東京に行かせていただきました。市場関係者と話す機会がありましたけれども、今年度のミカンの価格はここ数年では最低、また極わせミカンについて

は市場で売れず何十トンも残っている状況ということで話をされました。太良町の基幹産業でありますミカンについて今後どのような取り組みを町として行っていかれるかについてまず質問をさせていただきます。

○町長（岩島正昭君）

坂口議員の1点目、農業振興について、太良町の基幹産業であるミカンについて今後どのような取り組み等を行っていくのかという質問にお答えいたします。

私も11月14日から15日までの東京都内でのミカンの販売促進とトップセールスに行ってきたところでございます。議員おっしゃるとおりに市場関係者の話では、ことしの極わせミカンは天候不順から品質の低下が見られ苦戦をしているということでもございました。また、極わせミカンは全国的に過剰ぎみであるということもございました。JAさが太良地区の平成25年産極わせミカンの販売量は3,228トンで、全体の販売量5,168トンの約63%を占めておるところでございます。これは太良町の地形、気象条件が極わせミカン栽培に適している場所と言われているからではないかというふうに思います。極わせミカンは、わせ、普通品種に比べて単価が安いので、以前から果樹関係機関等から太良地区の極わせミカンの構成比率の見直しが指摘をされているところでございます。今後は改植事業を活用して極わせミカンからわせミカンや普通ミカンへの改植を推進して、わせと普通の構成比率を高めて安定した収益が出るようにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、高品質のミカン生産に向けてブランド率向上推進費補助を継続してマルチ被覆面積の拡大に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

先ほど答弁をされましたけれども、ことしは非常に長雨が続いて気候不順で非常に糖度が上がらない、非常に7度、8度、9度、その辺の糖度で、これは太良町ばかりじゃなく全国の産地が非常に苦戦をしたというようなことで、市場には極わせが非常にあふれて、我々太良町の極わせあたりも廃棄処分にするというような大きな打撃だったわけですね。それで、そういう市場関係者と話す中では、太良町も今後は極わせをどのように取り扱っていくかとか、パーセントですね、例えば極わせを何%とか、わせ、いろんな晩柑とかいろいろあるかと思いますが、そういう部分の割合を今後は少しずつは太良町としても農協さんとも話しながら、生産者とも話しながら、今さっき町長が話されたように改植事業とかなんとかで市場に合った消費者のニーズに合ったその量とか味とかいろんなを含めて少しずつ減らしていくべきじゃないかというふうに考えております。大体この極わせについては、もう多いというようなことは、もうここ5年、10年前から言われているわけですね。その辺についてなかなか太良町がその対応をうまくし切れないような状況で現在に至って、最終的にはそりゃ天候不順も何もいろいろな要因で消費税とかそういう問題も含めてなかなか売れなか

ったというのが現状かと思えますけれども、この辺についてこの今6割の極わせについてを生産者、農協、町もやっぱりかかわってどのようにしていくかというような方向性を見せてもらいたいと思うわけですが、その辺についてはどのように考えておりますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

現在、町内にミカンの産地協議会というのがございます。2組織あります。JA系統と個人出荷組合がつくっておられる協議会でございます。この協議会で国の補助事業を活用して改植事業というのがございますので、各協議会、協議をされて毎年どれぐらい改植をしていくか、その改植に当たってはミカン、実際できるのがもう七、八年せんと生果になりませんので、5年間ぐらいは助成をする制度というのがございます。その中で毎年改植を行っていただいております。ただ、七、八年という時間がかかりますので、もうしばらくしないと、この改植の成果といいますか、その辺が出てこないのではないかなと考えております。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

もう改植するにしても、今の生産者の皆さん、このミカンに従事している皆さんたちは非常に高齢化で、ことしのような状況があれば、どんどんどんどんやめていかれるような現状が、苦慮する現状が、もう先見えとるわけですね。これに対して例えば改植事業をして5年、6年先になるわけですから、非常に果たしてそれをやる生産者の皆さんが出てくるのかどうかですね、その辺も含めて、今後後継者のいらっしゃるところもあろうかと思えます。やはりそういう人たちを主にして取り組んで、少しでも若い人がそういう太良町の基幹産業でありますミカンについて意欲を持っていただくというか、やはりどっかで仕分けをして取り組んでいただきたいと思えますけれども、その辺についてはどのように考えておりますか。

○町長（岩島正昭君）

確かにこれはもうミカン、極わせミカンというのは、もう過剰ぎみで、もう愛媛等からも10月20日前後はどんどんどんどん出荷しておるといふような市場の状況でございまして、太良町におきましても後継者不足イコール労力不足というふうな状況でございまして、極わせミカンにこだわらず家族の構成によってハウス、極わせ、普通わせ、温州ミカン、雑柑と1年通して人力で自分の家族で賄うための経営方法が一番ベターじゃないかと、である程度計画出荷もできるし、そういうふうな指導を農協さんとも太良町に限ってはお願いをしていきたいなというふうに思っております。今、もう市場では雑柑、いわゆる12月前後がどんどん雑柑等々が高く売れる状況ですから、南津海とかなんとかも、あれはもう一昨年あたりは相当な価格で売れておりますから、そういうふうなことを全国的な構成比率を議員おっしゃるとおりに検討していく時期が来てるんだなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

先ほど町長言われるように、その家庭家庭で農家の人たちがそれなりの仕方をやっていると。そして、後継者のおられる部分については、そりゃ規模拡大にしる品種にしてもそういう変える時期に来た品種、いい品種をそれなりの規模でどんどんやっていただければ、それなりの効果が少しは出るんじゃないかなろうかなど。しかし、余りにも今まで太良ミカンがよかったかわかりませんが、その結果が意識改革が非常におくれた部分もあったかと思っております。その辺で今町長言われたように、そこそこの家庭家庭で今後ミカン農家の人たちがどのようにしてやっていくのかというようなところを市場調査あたりも例えばして、その経営に合った、していけば、どうにかそれなりの生活ができるんじゃないかなろうかというふうに思っております。その辺は担当課長、十分話し合せて、そういう方向性というか、どうかで、やっぱりもうここに来て何かの方向性をお互いが見つけ出してやらんことには衰退する一方じゃなかですか。そりゃ一部の人は確かに十分ミカンで食われる人たちもおるわけですが、その例えば3分の1、3分の1、3分の1ですか、いい人が3分の1、中間が3分の1、全くちょっと採算もとれんというような状況で、今後果たして後継者もおらん、我々老人でやっていくのにも難しいと、やめざるを得ないというような状況があるわけ、もう見えているわけですから、そこんにきはやっぱい、町も絶対ここへかかわってやってもらいたいと思っておりますけれども、その辺についてはどのように考えますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

現在、太良町、鹿島市、JAさん、それから県の機関と多良岳オレンジ海道を活かす会というのを組織していろいろ検討を行っております。鹿島市、太良町で現在ミカンの樹園地が850ヘクタールありますが、選果場をこの先維持していくための最低ラインといたしましては生産量が6,000トン以上、面積が400ヘクタール以上というようなことでJAさんのほうから資料をいただいております。そういうことで、この数字を割るということは、もう選果場さえ維持できてない、産地が維持できないというようなことで、現在、ミカンの担い手の皆さん、ちょっと高齢ですが60歳未満が242名いらっしゃいます。70歳以上が318名いらっしゃいます。その60歳未満の242名の方とこの後オレンジ海道等々を県とも協議をしていながら後継者107名を育てて約350名の担い手の皆さんでこのミカンの産地を盛り上げていただくような協議も現在いたしております。そういうことで、今後ともしっかりとそのところは頑張っていきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

ぜひ太良町の基幹産業であるミカンを今後も担当課長言われるように維持し残していくように努めていただきたいと思います。今も太良町の広告等を見れば、太良町、竹崎カニ、太

良ミカンとかカキとか、もう看板、全部出てますね。その太良ミカンというのが非常に佐賀県が一つになったことによって、さが美人とか、いろんな銘柄に変えておりますね。やはり太良町に来れば太良ミカンだというようなところのこの太良ミカンが非常に現在薄れてきたんじゃないかかというような感じもいたします。そういう中で、この前東京に行かせていただきました市場関係者のお話もその中で、地元で消費をせんで、そして地元で盛り上げんことには、その太良ミカンというのが町外にPRができんじゃないかかっていうので、非常に痛い指摘も受けたわけですけども、この辺については今後例えば9月から何月までちょっとミカンの時期が私もわかりませんが、そういう時期には例えば太良町に来れば太良ミカンをとというようなことで、いろんな旅館あたりにもその時期配って、フルーツには太良ミカンしか出んで、それで結構と思うんですよ。いろんな例えばフルーツを出す必要もないし、太良ミカンのうまい部分をですね1個載せて全部やるというような考えも一つあるわけですね。例えば給食にしてもしかり、いろんなところで、もうそれはほかにいろんなうまいものはあると思います、フルーツはですね、あいどん太良町に行けば、例えば9月から12月なら12月、1月なら1月、その間はもう太良ミカンしか出さんという強い思い入れですか、せっかく太良町に来て太良ミカン、太良ミカンって、昔は最終的に非常に太良ミカンは貴重なおいしいミカンであった、あいどん現在は実際言うてそれが果たして通るのかどうかというのが現状ですね。そこのところを十分考えながら、町もこの太良ミカンというのを例えば大田市場にも、町長言われますけれども、さが美人ですか、いろんな出荷する箱に太良町のマークが入れられんとかとか、いろんな考えを持たれておったと思いますけれども、その辺についてどのように太良町の太良ミカンのおいしいミカンをPRするかというようなところについてどのように考えておられますか。

○町長（岩島正昭君）

お答えをいたします。

今、議員おっしゃるとおりに、新宿ベルサールとか東一市場等々に行つて太良ミカンってないんですよ、さが美人、さが美人の中でどこのミカンかってわからんというわけですよ。だから、昔の市場のバイヤーいわく、昔は太良ミカンってあったですもんねって、今、何もなかけんが、そいけんが太良ミカンで復活できんかというふうな要望等々もございまして、農協の幹部等とか農協の東京支社等々に太良ミカンって何かできんかというふうなことで再三交渉をしておりますけども、首を縦に振らんわけですね。そんなれば資材等々の資材費が太良独特でそういうふうな新しくつくる場合は、もし別途で生産せないかんということであれば、その資材代だけは町が補助を出すと、そこまで言ったんですけども、なかなか太良ミカンという品物を出さんというわけですよ。ある出張の帰りにあそこの東京の上野にアメ横に行った場合は太良ミカンという箱のあったですよ。やっぱり太良ミカンって、あれっというて、どっか佐賀から来とるお客さんが私で知らんで、あら、太良ミカンのあつじえと

いうふうなことでそういうふうなことで行きよんさごとですね、やっぱりこれは独特でも太良で生産者、農協が合併して出されんならば個人出荷者にもお願いをしていいミカンを太良ミカンで出して、そりゃもう限定品で出していただければ、また太良ミカンの宣伝にもなると思います。

それともう一つは旅館組合とか、今、弁当屋等がお話ございましたとおりに、今弁当にはミカンが半切れですけどそういうふうなことで入れてもらっておりますけど、あれはよかミカン、まあまあ糖度のあるミカン等々でそういうふうなのを出していただいておりますから、そこら付近も農協等々ももう少しそういうふうな宣伝販売をして、各旅館組合にもそのサービスでもいいですから試食コーナーを設けて、いいミカンで太良町の宣伝ということで各旅館に置いてもらえれば、また宣伝、よそから来たお客さん等々はいいいと思いますよ。今、県外に行けば、県内でも県庁の職員は太良ミカンうまかもんねというふうなことで大体好評ですよ。だから、そこら付近も農協と一体となって、もう少し農協も宣伝に力を入れてもらいたい、それには役所からアドバイスをせにゃことには農協も動かんだろうというふうなことで、今、合併したから昔の農業のごと単費じゃないですから、なかなかいい返事をもらわんとですよ。だから、そこら付近をもう少し開拓せんにかいかんというふうに思っております。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

農協が合併したことによって我々の町長思いのいろんな補助の流し方についても非常に苦慮されておるし、今先ほど言われるように農協の何ですか、農協のそういう意識を改革するためにも、例えば今さっき言われた個人さんでもいいじゃないですか、最低、糖度を例えば12度、13度、それについてびしゃっとした太良ミカンというような箱を反対に補助してやって、そしてこの部分については太良ミカンというかな、そういうミカンのPRをしてもよかじゃなかですか。それがかえって反対に太良ミカンの今度はPRにもつながってくる、そんない意識改革で、農協さんたちも少しはそういう考え方が変わる可能性もあるわけですね。どっかにやっぱり注入して、せっかくみかんの里看板の中で太良ミカンってしてありますけれども、果たして太良ミカンというのが今は非常に薄れてきた状況ですので、それはぜひ個人出荷の皆さんたちにも話し合いをして、これを張ってくれろと、例えば太良ミカンなら太良ミカンの極Aなら極Aで何かいろんなデザインを特別にして目立つように、よそあたりも異常にデザインに工夫してそのミカンの箱あたりも考えてPRをしとるような状況ですのですよ。

そしてあと一点は、その期間中の旅館組合にしろ何にしろ、太良町に来ればフルーツはミカンだけだと、ほかの品物は出さんというような強い町のミカンに対するPRですよ、そこについて町がいろんな補助を出そうと思えば、その部分についても例えば1箱の3分の1を

補助して年間何箱やりましようとか、そういう思いをすれば、いろんな観光客に対してうまいミカンを試食していただくと、それによって太良ミカンの知名度が上がっていくというようにすることも必要かと思うわけですが、ぜひその辺の助成とか個人出荷者さんたちのそういう思いに町長の思いを乗せて太良町のミカンのPRをしていただきたいと思いますけれども、その辺についてはどのように考えておられますか。

○町長（岩島正昭君）

さっき答弁いたしましたとおりに、そういうふうな限定品という形で、もう宣伝に使う以上はいいミカン、例えば糖度13度以上とか、限定してそういうふうに宣伝していきたいというふうに思っております。酸の強かミカンで、太良ミカン、食われんというんでは話にならないですね、宣伝する以上は限定品でいい糖度のある、ある程度酸のあるいいミカンを嗜好品として農協あるいは個人出荷者と話していきたいと思えます。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

ぜひ今後のミカン対策としていろんな問題点はあろうかと思えますけれども、その辺も含めながら、新年度にはそのくらいの対策をしていただきたいと思いますよ。やはり太良町にはそれなりの金があるわけですから、どこに金を使うかだけの話ですので、太良町をPRする、ミカンをPRするというのなら、いろんな部分でミカンが少しでも、それが結果にどがなるかわかりませんが、無駄になるかプラスになるかね。投資というのは全部そうですよ。金を使うたけ、すぐ返ってくるような状況は、全く今の世の中簡単にはいきません。それはやっぱり5年、10年続けてそれなりのブランド化が多分太良町もそういうブランドになってきたわけでしょうから、ぜひそういう部分で太良町のミカンの復活ですね、をしていただきたいと思います。そして、今後後継者の皆さんたちには、それなりの農協、個人生産者、そして町がかかわって、そして方向性というか、大規模なら大規模でいいじゃないですか、そういう方向性をつけて、太良町のミカンが衰退せんほうに考えていただきたいと思いますけれども、それについてはいかがですか。

○町長（岩島正昭君）

確かにそういうことです。ただ、ミカンをつくって出すだけじゃなくして、もう今ブランド品ね、いいミカンブランド品をつくらな売れんですよ、もう金も取れんし、単価自体も。だから、よそも長崎にしろ大和町、熊本等の河内ミカンとかね、ブランド品をつくって限定販売、結局そいけんそれだけ選別も厳しくやらんことには、もうブランド品にならんもんですから、まずはいいミカンをつくってブランド品の登録をするような方向をせんことにはいけんと思えますから、町、JA、個人出荷者一体となって、ただ太良ミカンって出す以上は町限定品って、町のステッカーか何か張らんことにはがんこというぎんいかんですけども、個人出荷で出しとんさったんです。やっぱりもうこりやもう酸の強かというふうなこ

とで嫌われとるとこもあつたもんですから、町がそのあたりはブランド品で町が入つた以上は、もう限定品で町お勧めのミカンということで、そして箱自体は町とすぐわかるごと、キャラクターもつくつとるもんだからね、ああいうふうなつきみんとかなんとかがぼつと印刷して箱を別途でつくれば、また目立つと思いますから、とにかくパイヤーがいわく、箱自体もいろいろ変わったとがよかですよと言うたですよ。普通一般のミカン箱じゃ売れんって。あれって目立つごと箱ばつくれというふうなことだつたもんですから、そういうので頑張つていきたいと思ひます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

この問題については、町長と一緒にそういういろんな視察をさせていただきまして、非常に私にもいろんな勉強をさせていただいて今の質問になつたわけですけれども、今後は将来を見据えたミカン農家の皆さんのために担当課含めて農協、個人、全力で取り組んでいただいて、太良ミカンを再度世にPRしていただきたいと思ひます。

1点目については、それで終わりたいと思ひます。

○議長（末次利男君）

質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

午前中に引き続き一般質問を再開いたします。

○11番（坂口久信君）

それじゃ、続きまして、2番の機構改革についてを質問をしたいと思ひます。

人口減少が続いている中にいかにしてこの地域を活性化するかが問われております。特に課題である少子化、地域再生、観光、さまざまな対策を推進していく上で専門的な部署または係等を設置する考えはないかについて町長にお尋ねをいたします。

○町長（岩島正昭君）

2点目の機構改革について、地域を活性化するため少子化、地域再生、観光等の対策を推進するための専門的な部署または係等を設置する気はないかという御質問にお答えいたします。

議員言われるとおり、現在、前年同月比で150人前後の人口が減っておりますし、またことし5月、佐賀新聞に掲載された有識者らでつくる日本創成会議の分科会が発表した内容は、平成10年から40年までの30年間に自治体の5割で20代から30代の女性が半減し、中でも県内では太良町が最大の減少率で消滅する可能性もあるというふうな衝撃的なことでござい

た。この新聞報道直後、副町長を代表に課長で構成する緊急の人口減少対策会議を開催し、どのようにしたら人口減少に歯どめをかけられるか、また町を活性化するにはどうすればよいか等の具体的な対応策について検討を行っているところでございます。

御質問の課題分野の専門的な部署あるいは係等を設置する考えはないかという分ではありますが、確かにそのような発想は必要であると考えております。先ほども申し上げました人口減少対策あるいは少子化対策等は、専門的部署を設置するには余りにも対象が広過ぎるので、全課を挙げて総合的に対応したいと思っておりますが、例えば観光だけを担当する係、また課をつくるかとか、縁結びだけを担当する係または課をつくるか、そのような今必要と思われる事業を特化して担当する部署の設置の必要性というものは私も感じておりますし、既に副町長、総務課長等に考えておくよう指示を出しているところでございます。今後機構改革について柔軟に対応し、町の活性化につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

まず、今の町長の答弁の中で少子化、人口減というようなことで副町長、課長が会議をなされているというようなことですが、その内容と、そしてどういうふうに太良町を導こうと考えておられるのか、その点について副町長にお願いをいたします。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

先ほど町長が申しましたように、実はこの人口減のことが新聞報道されまして、すぐに対策会議をとというふうなことで町長から言われまして、担当課長といいますか、全課長を中心にしてこの人口減対策の会議を持ったところでございます。現在まで3回実施いたしております。その中で各課からまずこの人口減に対してどういうふうな対応が出されるのかというようなことで各課からおのおの話し合いを持っていただいて、そしてそれをもとに今協議しているところでございます。その中で特にやっているのが、先ほど来町長が答弁しておりますように子育て支援等をまず取り組みやすいところから町長に提案していくべきじゃないかといったことで、まだ町長に提案しているのは1回だけですが、この3回のをまとめて1回だけしかいたしておりませんが、また今後こういった町長とまた細部にわたって協議をしながら、そういった人口減対策、あわせて子育て支援等に取り組みを今やっているとところでございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

前回、行財政改革を行っていただいて課の縮小とか非常に効率のよいようなということで課の統廃合をやったわけですが、それは非常に課の統合自体は、今後太良町の人口も含めてそういう時代の流れといいますか、そういうことで課の設置をし、その中で縦

割りじゃなくして横も含めて対策をしていこうというふうなことでなされたわけですけども、そういう中で一担当が非常に幅広い部門で担当せにゃいかんという部分も非常にあります。今回はこの例えば少子化、地域再生、観光に含めて今後重点的に太良町のそういう課題の部分をしていかにゃいかんと、その責任の所在とといいますか、そういう部分も含めてしてもらわないかんと。例えばここには少子化というふうなことで書いておりますけども、少子化には少子化対策というふうなことでいろんな考え方があると思います。その考え方を集中的にやっていくような部署が必要じゃないかと。そして、そのいろんな考え方を集約して町長に例えば少子化対策のいろんな太良町にとっては少子化については非常によそに比べてそれ以上のことをしていると思いますけれども、それ以上にした市町村もございます。例えば3子には何十万円とか何百万円とか4子には幾らとか、そういうとも、よそが進んだ部分を太良町の人口減少・少子化対策あたりにも取り組まればいかなものかというようなことで、としてこの少子化対策というようなことでここに挙げて、やはりその責任所在を明らかにし、その担当が十分能力を発揮できるような部署をぜひ設置していただきたいと思っておりますけれども、まず少子化対策についていろんな考えが町長もおありと思っております。町の執行部の考え方を言っただければと思っております。もう誰でも結構です。

○町長（岩島正昭君）

少子化対策につきましては、従来からお話をしてますとおりに若者定住対策あるいは医療費の無料化、それから幼稚園の保育料の免除あるいは給食センターの給食費の免除等々で、また今議員おっしゃるとおりに第1子、2子、3子というふうな出産祝い金あるいは小・中学校の卒業祝い金等々で内部的には今話を煮詰めておるところでございます。だから、冒頭申し上げましたとおりに、とにかく人口増については今のところは子育て支援しかないというふうなことで、それだけ出産祝い金とかもろもろの補助金をやっても、人口がいろいろ2子、3子出産していただければ、1人当たり交付金が来るものですから、16万円、だからそれをそれだけ手当てを助成をやってもそこまで響かんとですよ。だから、なるべくそういうふうな手当てについては手厚くやっていきたいというのが今私の考えでございます。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

この辺の、そいけん、今例えば今から結婚したりとか、今子育てを、妊娠をされている方とか、今子育てをしていらっしゃる方とか、そういう女性の意見をどういう、例えば少子化なら少子化について今後どういうあれを持っておられるのか、その辺を突出して担当課というのをぴしゃっと決めれば、そういうところに行って十分意見等を聞いて、それを町長に持って行って、その思いを反映していけば、やっぱり直につながると。わあわあわあとか、全体的に、わかるとですよ、全体的に話をしてあげていくのも一つの方法やし、突出して少子化なら少子化部分についてそういう意見聴取あたりをして、そして即その事業化、皆さんた

ちの思いが反映できるようにスムーズなそういう部分ができるようにというような考えで今回少子化対策の課とか部署あたりを設置してはいかなものかというような考えで、ここについてもそういう考えで質問をしておりますけれども、それについて総務課長。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

先ほど副町長が申しましたように、町長の指示といいますか、その後、直ちにいろんな、いろんなというか会議を開きましていろんな意見を各課から出していただきまして、それを今取りまとめている最中ではありますが、今おっしゃっている少子化ももちろんですが、最近是非常にテレビ等に太良町が紹介されることも多いものですから、その町長の一つの意見としては観光のほうも特化して、そこに職員を集めて、そういういわゆる交流人口をふやす方向にいてもいいんじゃないかとか、そういうアドバイスも町長自身からいただいたりして、私と副町長とどうしましょうかというような考えでいろいろ対応を今後どうするかということで考えとる真っ最中ではありますが、いずれにしろ先ほど町長も申しましたように幾つかの特化する係は必要だというふうにも町長もずっと前からおっしゃってますし、副町長のほうもそうおっしゃっておりましたので、来年度ぐらいをめどに、今度の異動ですのかどうかちょっとまだ定かではありませんが、そういう部署をつくれというような指示をいただいておりますから、いつ、もうそりゃ早急にせんといかんとおっしゃるけれども、十分考慮した上でそういう現実の形をつくっていきたいというふうに思っております。

○11番（坂口久信君）

もう総務課長が質問の全答えがある程度ぱつと出たかなという気はしておりますけれども、例えばきょう幸いにして病院の院長も見えておりますので、院長に少子化について病院のほうとすればどのようにすればいいのか、意見あたりば聞かせていただければと思っておりますけれども、院長。

○太良病院院長（上通一泰君）

お答えします。

町の方針として子供、少子化対策に取り組まれるということであれば、病院としても小児科医が必要ということであれば、それに全面的に協力していきたいと思っております。

あとは、1つ、病院も女性が数多く働く場所でもありますので、そういうところも人数をしっかり確保できればと考えております。

○11番（坂口久信君）

ぜひとも太良病院あたりも非常に私もお世話になっておりますけれども、そういう女性の職場でもあり、そういうところも含めて環境的に院長が指導していければと思っております。

続きまして、地域再生というようなことについて、国はもう特に地域再生とか、そういうことを上げて地域の活性化を今後見据えて進めていくというようなことでやっております。

そういう中で、こういう部署を強化して、もう国が地方再生なら再生と言った時点で、よそはもういろんな情報を取り込むわけですよね、ここはもう太良町は全然おくれとるかどうかは別として、そしてそのいろんな情報の中からいいものを、例えば太良町に合ったものをいち早く持ってきて、それをすぐ実行しよるわけですね。そんなら、そういう補助とか、いろんな補助金等もして、金も町が出さんで、ある程度の事業ができるというようなことですので、その辺も含めて、この辺はもうぜひ強化していただきたいと、そして早く情報をとって地域に生かしていただきたいと思えますけれども、この辺については、ほんなら副町長。

○副町長（永淵孝幸君）

議員御案内のとおり、よそにまねするんじゃなくて、よそを先取りするような形でもっと本当に取り組んで、町長も必死になってやっているわけですから、町長にいいアドバイスができるように我々もアンテナを張って、先ほどから出ております今度地方創生関係も含めていろいろな交付金も生まれてくるだろうと、そういったところに乗りおくれられないように情報を張って、そして町長にそういう提案をしていきたいというふうなことで、今先ほど言いましたように全課で取り組んでいる状況です。それで、少しでも来年度予算に向けて町長のほうにもそういった提案ができるように頑張っていきたいと思えます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

副町長は町長を補佐する立場であって、答弁は非常にいいことを言っていたいて、多分そうされると思えますけれども、その辺の例えばこの議会でそういう発言をされたわけですから、粛々と本当に一丸となって太良町が地域再生にかなうようないろんな多分簡単にいかないと思えますけど、いろんな事業があると思えます。そういう中の一つでも二つでもって新年度あたりに生かされることを私望んでおりますので、そういうのが新年度予算に見えるかどうかですよ、ぜひ見えるようにしていただきたいと思えます。それについて、副町長。

○副町長（永淵孝幸君）

先ほど申しましたように、私も町長を補佐する立場ということは、もう忘れはしておりません。そういった意味で、これからはいろいろなアドバイスですかね、そういう政策についても町長と協議をしながら、また担当課職員の意見を聞きながら前向きに取り組み、また町長にもそういういい提案を申し上げていきたいとは思っております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

今回、突出して少子化、地域再生、観光というようなことで上げましたけれども、例えば観光についてもおもてなし課というようなことで、いち早くそういう観光に対する総意の思いがぱっと出たときに、もう皆さん、各地区、地域、市町村にもそういう課を設けたり、佐

賀県でもそういう状況が生まれつつですね。うちもちょっと言えば人員増というようなことでしていただいて非常によかったなとは思いますが、例えばそういう課も例えば設置にしろ部署の設置にしろ、そういう例えばおもてなし課じゃなくて部署でもぱっと名前だけでもつけば、例えば張りがついてよかし、例えば太良町もおもてなし課というふうな係というふうなことが新聞等にも載るわけですから、ああ、できたよって、太良町にもそういう力を入れてもらうとるなあというようなPRができるじゃないですか。十分していただいていることは十分私自身わかってはおるんですけども、そういう担当の突出は担当課が何年かおっていただかんと、若い人たちがいろんな部署を経験されることは非常にいいことです、悪いことではありませんけれども、余りにも早く変わったりなんかした場合に、ある程度の期間いて、少子化なら少子化、地域再生もしかり、観光もしかりですけれども、その辺の配置、置くというようなところを十分幾らかは経験豊富じゃなからんぎと、なかなか続いていかないという部分もありますから、その辺についても臨機応変に考えて、この部署は少しは長く置かんばいかなんかかなあとか、役場内で考えてもらいたいと思いますけれども、これについては町長、答弁をお願いします。

○町長（岩島正昭君）

その異動等につきましては、大体若い人では3年から4年サイクルで各課で勉強させたいというのが基本でございます、同じ課に置いた場合は、先々がもう全然仕事内容わからんというふうな状況もございますから、極力そういうふうなことで異動等々はやっておりますけれども、税務、戸籍、それから観光等については、ある程度の年数を置かんことには、毎年毎年変わっては、そりゃもう意志統一ができないから、それだけは頭の中に入れてとるところでございます、もう一つは観光面で申し上げますと、私は田川議員がいつもおっしゃる地域協力隊ですか、あの方を申請をして3年ぐらい置いて、ある程度のアドバイス等々で、それも一つの方法じゃないかと、観光面は特に素人ですからね、だからそういうのも一つの手だてじゃないかというふうに思っております。

それともう一つは、企画商工だけじゃなくて商工会あるいは観光協会等々がこういうふうなことをやりたいと、どんどん職員を回すようなそういうふうなアドバイスも、アドバイスというのは計画等々も計画立案してもらえれば、またうちの職員等も、ほいじゃ、ちょっとまあ1人ぐらい増員せないかなんというふうな気配になりますから、今のところこちらのほうから企画商工等々はどうでしょうかと提案をせんことには向こうから上がってこんというふうな状況ですから、もう少しそこら付近も全体的に皆さんたちから行政を突き上げて、何とかこういうのをやりたいから予算等を組めとか、あるいは職員増をお願いしたいというふうな、そういうアドバイスも行政としてはお願いしたいと思います。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

商工観光に携わる我々もなかなか十分なところもなく、アドバイス等もできない部分もあります。なかなかもう本当に時代がどんどん変わって、若い人の時代にもなっております。その辺については、今後若い人たちが十分論議ができて、そしてそのつき合いができるような状況を我々がつくっていききたいと、そういうふうに今後考えていききたいと思っております。そういう中でいろんな問題があるかと思えますけれども、いろんな、そして臨機応変にこの優秀な集団ですから、役場全体の職員さんたちは、臨機応変に部署部署によって町長三役含めてその人間一人一人をよく見て、能力があるのかないのか、能力は全部能力ある人ばかりでしょう、あいどんそういう適材適所という部分もありますから、そういう部分も含めて配置あたりも考えて、太良町を皆さんで我々も含めて職員の皆さんで発展するような考えを持っていただければと思います。最後になりますけれども、そういうことを含めて町長の答弁をもらって質問を終わりたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

確かに議員おっしゃるとおりに部署部署によっては専門的な単年で異動させて、またそこから辺が、ノウハウがわからんもんですから、極力そういうふうな特定の場所については専門的な部署ということで課を設置するなり、異動等々については人事異動については考慮していききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

それじゃ、ありがとうございました。

○議長（末次利男君）

以上で3番通告者の質問を終了します。

続いて、4番通告者、所賀君、質問を許可します。

○3番（所賀 廣君）

議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき質問をしたいと思えます。

今回の質問事項は、町立太良病院の今後の運営形態、経営形態とその医療体制はということと質問をいたしたいと思えます。

1点目、平成20年8月、総務省のアドバイザー事業を受けております。それに至っては、10月に改革委員会が設置され、さらに21年3月に総務省に改革プランを提出しております。平成22年4月より新院長、新事務長の体制となって公営企業法全部適用の病院として再スタートして4年7カ月になるわけです。この間の経営経緯を踏まえて今後どのような運営形態、経営形態を考えていくのが1点目。

2点目、太良町では多くの方が人工透析を受けておられると思えます。ガイドラインを見ても、その書かれている内容に公的医療機関の果たすべき役割は民間医療機関による提供が困難な医療を提供することにあると書かれております。そういった観点から当病院

でも考える必要があるのではないかと思います、どう考えるのか。

3点目、小児科医療体制ですが、現在週2回の診察と聞いております。それでいいのか、もっと充実した体制がとれるのかが3点目。

以上、3点を質問いたします。

○太良病院院長（上通一泰君）

お答えします。

まず1点目、平成20年8月、総務省のアドバイザー事業を受け、平成22年4月より公営企業法全部適用の病院として再スタートして4年7カ月になるわけだが、この間の経緯を踏まえて今後どのような運営形態を考えていくのかについてお答えします。

町立太良病院は従前よりの赤字体質に加え、平成18年4月に新築オープンしたことによる借入金が増額や減価償却費の増加により、平成21年度のピーク時には6億7,700万円の累積赤字を抱えることとなりました。このような状況の中、平成12年には経営診断を受け経営健全化検討委員会の設置、平成13年には新築整備計画基本構想策定委員会の設置、新病院の開設を挟み、平成20年には財務省のアドバイザー事業を受け改革委員会の設置、改革プランの策定、平成21年7月に病院改革委員会より地方公営企業法全部適用を求める答申がなされています。また、この答申の中には平成23年度までに単年度赤字が解消されなければ指定管理者制度に移行することも提言してあります。このような経緯の中、平成22年度より現状の地方公営企業法全部適用の病院として再スタートしている町立太良病院の現状について説明します。

損益状況ですが、全適1年目の平成22年度より昨年の平成25年度決算まで毎年単年度黒字が達成でき、累積赤字も4年間で1億7,300万円減少させることができています。医業収益を見ますと、平成20年のアドバイザー事業を受けた年には6億1,000万円だったのが、平成25年度は7億1,900万円と1億円以上増加しています。また、キャッシュを見ると、平成20年は7,500万円だったものが平成25年度には6億3,200万円となり、5億5,700万円増加しています。平成25年度の経常収支比率も105.2%となっており、財務的に劇的に改善されていると思います。

全国の自治体病院の状況を見てみますと、平成26年3月末時点で全国に892の病院があります。経営形態の状況を見ますと、地方独立行政法人が69施設、指定管理者制度が72施設、公営企業法全部適用が358施設となっています。全体の25年度決算を見ますと黒字病院の割合は414施設で、全体の46.4%と、半分を切っています。また、経常収支比率も99.8%となっている状況です。

このような状況の中、町立太良病院は地方公営企業法の全部適用という形態で運営しているわけですが、ほかに考えられる経営形態としては民間譲渡、指定管理者制度、地方独立行政法人が考えられます。それぞれメリット、デメリットがあると思いますが、民間や指定管

理者の場合、経営がうまくいかなかった場合や採算性がとれない場合は病院自体の存続が難しくなります。唯一考えられる形態として独立行政法人があるわけですが、現状の形態でも権限や人事、財務的なメリットと言われる部分は相当量できていると考えます。

私が考える独立行政法人の最大のメリットは退職金組合から脱退でき、病院に合った退職金制度がつくられるということです。なぜこの点を上げるかという点、現状給与の25%もの額を納付しているからです。民間の病院であれば多くても半分以下のような状況です。人件費の削減につながると考えます。独立行政法人のデメリットとしては、理事の選任、理事会の設置や税理士による会計監査等が必要になり、事務的な作業も大幅にふえることや経費の増が考えられます。小規模病院にとっては厳しい点かと考えます。

以上のことを踏まえ、町立太良病院では運営形態に縛られることなく現状できる医療体制を最大限発揮していきたいと考えます。

2点目の太良町では多くの方が人工透析を受けておられると思われるが、公的医療機関の果たすべき役割は民間医療機関による提供が困難な医療を提供することにあるという観点から当院でも考える必要があると思うがどうなのかについてお答えします。

まず、太良町の現状ですが、平成25年現在、人工透析対象患者数は36名です。平成元年からの推移を見ますと、元年時点では10名であったのが25年間で26名増加していることになっておりますが、ここ最近5年間ではほぼ同数で推移している状況です。また、新規透析開始患者数を見ますと、平成元年からの平均で毎年3.5名となります。このような状況から、町内で大幅に透析患者が増加しているわけではありません。一つの要因として平成20年から始まった特定健診が上げられると思います。40歳以上の方が対象となるので、増加抑制に大きく貢献していると考えます。

このような中、太良病院で人工透析を始めるかというところになりますが、現実的には難しいのが現状です。理由として、まず医師の確保、臨床工学技士の確保、看護師の確保が困難ということが上げられます。また、10床分の医療機器に係る費用は7,000万円程度、そのスペースの増築を考えますと、かなりの初期投資になります。生活習慣病は国民医療費の約3割を占め、死亡数割合では約6割を占めます。町立太良病院、また行政としてできることは、特定健診の受診率を上げ、生活習慣病になる患者数を減らしていくことだと考えます。また、民間の医療機関と連携をとりながら人工透析予備群を治療していくことが大切だと思います。

3点目の小児科の医療体制の充実はできないのかということについてお答えします。

現状の診療体制は、月曜日の午後に佐賀大学から、木曜日の午後に嬉野医療センターより診療に来ていただいております。大学や医療センターに常勤医師派遣の件はお願いしているところではありますが、なかなか進展がないのが現状です。現在、人材紹介会社のほうで1名情報をいただいておりますが、まだはっきりしたことは言えない状況です。必要性は十分

理解しておりますので、また今後もいろんな方面で探していきたいと考えております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

大体院長の説明をいただきましたが、答弁を聞きながら、退職金組合から脱退ができて、その納付する額も2分の1、半分以下になる、非常にメリットがあるというふうにさっき言われたわけですが、現在の状態、現状のままを見たときに2分の1と言われてもはつきりぴんどこないわけですが、その額はおおよそどれくらいになるものなんですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

平成25年度のデータ数値からいきますと約5,000万円、25%で納付している額が5,000万円で半分以下ということで、2,500万円以下で済むんじゃないかと私は考えております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

今の金額、ちょっとさておきますが、このデメリットの中で事務的作業が著しくふえるということでしたが、この全適の場合であろうと、ある程度同じように消化しなければならない仕事があると思います。そういった中でこの節約額が現状で平成25年度約5,000万円ぐらいとすると、相当大きな金額になるわけですね。非常にこれは魅力ある数字だというふうな感じがいたしております。この数字だけが全てではないと思いますけど、本当に前向きに検討していったほうがいいのではないかと、さっき言われた仕事面の増大だとかもろもろ言われましたが、それはそれとして同じようにやるべき仕事であると考えて、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思うわけですが、お考えいかがですか。

○太良病院院長（上通一泰君）

お答えします。

給与に関してはメリットとしてありますが、やはり先ほど答弁の中でも申し上げましたようにデメリットというのが私たちの中ではかなり大きいかなということと、あと現状でも十分経営的に言えば黒字化が維持できておりますので、すぐに独法化ということは今のところは考えておりません。

○3番（所賀 廣君）

その辺、また後で触れることになるとは思いますが、一応自分が考えております質問を問わせていただきたいというふうに思います。平成25年度の医業収益が7億9,100万円というふうに申されました。確かに入院収益は平成24年度から25年度を見ても約9,200万円ほど増加しておりますが、逆に外来収益のほうは1,750万円ほど減っている状態です、24年から25年を見比べてみますと。その減った主な要因としては何が考えられるわけですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず、医療費が減るということは、それだけ患者数が減っているということになります。25年、24年比較しますと、患者数が外来のほうが3,259名減少しています。その主な原因としては、先ほどから話出てます小児科の常勤医がいなくなったという点です。ちなみにその小児科の減少数を言いますと5,091名、外来で減少しております。全体では3,259名の減なので、全体として小児科の分以上にはカバーはできているんですが、5,000人の小児科の減が一番大きく響いたというところから外来の収入が落ち込んでいるというところになると思います。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

この減少の主な原因が小児科の患者数5,091名というふうにおっしゃいましたので、小児科については3点目のほうで少し触れますので後に回すことといたしまして、現状の公営企業法全部適用にしても独立行政法人への移行、例えば独立行政法人と考えたときにのことで、この独法への移行を考えた場合でも医業収益、特に外来収益の増加を目指すとするれば、どうしても患者、看護師さんを中心とした院内スタッフの意識の高揚を限りなく目指した医療サービスの提供こそが収益の増加に欠かせない大きな要素だというふうに考えます。今現在が悪いというわけではありませんが、もっともっとという意味で、この接遇面も含めて、その考え方、やり方をお伺いしたいと思います。

○太良病院院長（上通一泰君）

お答えします。

確かに現在も接遇に関して研修会を年に何回か行っておりますのと、あと事務長に先頭に立ってもらってリーダー研修というのも行ってきました。ただ、病院のアンケートでもありますし、また町民の方からのお声でまだまだ接遇面がまだ行き届いていないということをお聞きすることがあります。研修会は引き続き続けていきますし、あとは町の方々の声も十分に取り入れて改善していきたいと考えております。

○3番（所賀 廣君）

院長のほうからさっき言われましたけど、まだまだじゃないかというふうに感じておられると思います。確かに町の声聞かせてもらいますと、例えば小児科で行ったときにおばあちゃんがちょっと嫌な目に遭ったと、もうショックで次から病院に行くまあかなと思うみたいな声も出るぐらいですので、その辺を、これは特に接遇あたりだと思いますが、よく町の声にも耳を傾けていただきたいというふうに思います。

給与比率のほうをちょっと触れてみたいと思いますが、この医業収益に対しての給与比率なんですが、平成24年度の事業会計、この決算書を見ますと、医業収益に対して給与費の占める割合が66.4%、平成24年度では66.4%というふうになっています。それから、平成

25年度に至っては若干減って64%、これは医業収益のほうがかなりふえて7億9,156万3,966円と、医業収益がふえた割には給与費がちょっと下がってないなというふうに、単純にそういうふうに見えてしまうわけですが、この給与比率を民間と比較、全部が全部比較にならないとは思いますが民間と比較したときに、まだまだ水準的に高いような気がしますが、これを例えば50%台、60%以下ですね、これを目指すとすれば、まだ先の経営手法にもかかわると思いますが、どれぐらいなめどでその50%台、60%を切る台に持っていけるだろうかというふうな疑問がありますので、これ事務長、見通しとしてはどうなんでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

体制が変わってから給与体制というのを変更しています。その中で号俸表ですかね、そこも見直しをしました。そして、職種の手当とかの見直しも行っています。急激に減額するというのは労働に対する不利益ということで急激な変化はできないんですが、今徐々に26年度より主に指摘されていた准看護師の給与ですね、その部分の減額は始めております。26年度からスタートして28年度まで減額が続き、29年度にはその調整額というのをゼロにすると。実際そこに関係する職員は9名、10名いたのが今は9名になっています。その部分で一つの目安としては平成29年度にゼロになる、その段階で人件費率として60%を切ることができればと思っています。もしそこでできないような状況であれば、もう一回その時点で給与制度の改革を行ったり、いろんな手を考えていく必要はあると思います。一つの目安としては平成29年、そこを目安とはしていきたいと思っています。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

この公営企業法全部適用に踏み切るときにも、その手前で総務省のアドバイザーが来られたときに、当時新聞に書かれていたのが、給与を年間4,000万円減らすというふうな見出しが出たのを今覚えておりますけど、どうしても安くせろ、安くせろという意味じゃなくて、もちろん体制の充実も図り、意識の高揚も図った上で、あとは経営形態でどういうふうになるのかというのも一つのポイントになると思いますが、本当にできるだけ給与比率を下げる努力というのは、いずれの経営をやるにしても大事なことだと思いますので、本当によく注意深くといいますか、やっていただきたいような気がいたしております。

ちょっと離れますが、繰出金のことについて少し触れさせていただきたいと思います、繰出金制度で。これは国の地方財政計画というのがありまして、この国の地方財政計画に盛り込まれて適用されているものだというふうに思いますが、平成21年度より不採算地区病院に認定されて、そのときの繰出金、これが4,900万円増加されております。これは当然国から県に来るのかどうか分かりませんが、その国から出されたお金がどういう形でこの病院に入っていったのかを教えていただきたいと思いますが。

○太良病院事務長（井田光寛君）

繰入金についてお答えします。

この説明をすると地方交付税というところからの説明になってくるかと思いますが、地方交付税というのは地方公共団体が公平に収支が保てるようにいろんなサービスができるように交付金措置されてると思うんですが。

○3番（所賀 廣君）

仕組みじゃなくて、例えば一般の地方交付税として入ったのか、こういった形の交付税という名称で入ったのかをお尋ねしています、繰出金そのものの仕組みは説明は要りません。例えば入ってくるときに、これは例えば残業手当ですよとか、これは何とか交付税ですよという形で入ってくると思うわけですよ。ただぼんと入ってくるわけじゃないと思いますので、どういう名称で入ってきたお金なんですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

国のほうから太良町のほうに入ってくるときは、もう交付金という形にはなるとは思いますけど、その交付金の中には病院、公営企業に対する繰出金という部分が地方財政計画の中に普通会計と公営企業会計別々に計算された上で積み上げで入ってきているとは思っています。病院に入ってくる分と考えると、町の一般会計からの保健衛生費として繰入金ということで病院に入ってきています。その繰入金の基礎としては、財務省が示している繰入基準に基づいて繰り入れをさせていただいているというところになります。

以上です。

○総務課長（毎原哲也君）

ちょっと補足をさせていただきます。前任者として今記憶している分だけで申し上げますと、先ほど事務長が言ったように繰出基準というのが総務省が示している分があるんですが、それで今議員がおっしゃっている分が不採算地区ということで、新たに、ちょっと年度忘れましたが22年か21年ぐらいに創設されて、その分については多分交付税措置をされているということで理解をしております。

○3番（所賀 廣君）

要するにこれは特別交付税として来たのか、普通の一般の地方交付税として来たのかを尋ねているんですけども。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

普通交付税の中に算定されております。

○3番（所賀 廣君）

別に繰出金にこだわっているわけじゃないんですが、医業外収益をしてみると、補助金として平成24年度で1億3,100万円、平成25年度で1億2,300万円というふうになっ

るわけですね。これはほとんどが国からの繰出金だと思うんですが、この24年度の分、25年度の分、これも不採算地区病院として支払われる、今4,900万円かどうかわかりませんが、これも一緒に含まれてるというふうな判断でよろしいですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

金額としては増額になってまして5,052万円、これはその中に含まれると理解していただければと思います。

○3番（所賀 廣君）

この繰出金は、随分前から私自身も多少理解不足だったようなところがあるかなあという感じがしているわけですが、この繰出金が算定されるまでの流れなんですけど、収支報告書あたりを策定してその査定を経て翌年の繰出基準、国が支払う繰出基準に見合うその金額が決められるのか、その辺の繰り出しされるまでの流れがどういうふうな流れで、例えば病院が収支報告書を出しました。その年は繰出金を幾らいただいてました。今度は翌年は、じゃこういうふうな計画でいきたいと思いますので繰出金を幾ら下さいというふうな、そういった作業、一連の流れを受けて、国が、はい、あなたのところの病院は繰出金幾らというふうに決めるとか、その辺の作業の流れはどんな感じなんですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

今も変わってないと思うんですが、先ほど申しました繰出基準というのが示されておまして、それに該当する分について、その例えば町立太良病院では今それが幾らかかかってるといこと、各個別にですよ、該当しないところもあるんですけども、該当する分について、今これがこれだけかかっておるからこの分を下さいという積み上げを町のほうに要求して、それを査定してもらって、病院が幾らもうけてるとか、そういう問題は別にして、その繰出基準に基づいて純粹にそれだけを算定してもらおうという、そういう形になっております。

○3番（所賀 廣君）

繰出金、お金の流れに別に文句を言うわけじゃないんですが、この繰出金、要するに査定をして算定をして国に請求したとすれば、太良町の一般会計に別に入れなくても、じゃ病院で不採算地区では5,052万円でしたか、それ以外でいろんな繰出金に相当する額が何千万円かあるはずですよ。その金額というのは、必ずしもこちらの一般会計に入れなくても町の役場の会計で直接入れてくいてももよかじやなかかいという感じがするわけなんですけど、その辺のお金の流れは国のほうからぴしゃっと決められてるわけですか。

○財政課長（川崎義秋君）

お答えします。

繰出金といいますか、交付税に算定をされております。それは以前にもお答えしたと思

ますが、算定項目の中の保健衛生費の中に公立病院の数、それと病床数とか、あと緊急告示病院の指定とか、その緊急告示指定の病床数とか、そういったもので、もう決められておりますので、普通交付税として町のほうに入ってきておりますので、一般会計に入れまして繰り出ししてるといふうな流れです。

○3番（所賀 廣君）

私も初めはあくまでも地方交付税として太良町がいただいて、それからどういう形で病院が要求するのかわかりませんが、当初の判断としては繰出金に1億5,000万円かいて、そりゃ大きかろう、じゃもっと医業収益を上げて繰出金をずっと減らせば、ほかのこの繰出金については、この公営事業会計のところで水道、下水道、交通、病院等の事業というふうになっているわけですね、会計別に。だとすれば、別に病院で1億円使わんでも5,000万円なり7,000万円に抑えていただければ、あと残った3,000万円、4,000万円というのが別の会計に使えるもんというふうな理解をしていたわけですが、そうじゃなくて独自で損益計算書つくって予算要求をして、じゃ太良町は繰り出しが幾らですよというふうに決められて交付税として入ってくる形ということですね。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

繰出基準は、あらかじめもう交付税に算定するという前提があるわけですよ。だから、その分を該当する分、うちに該当する分は既に交付税の中に含まれてるという前提のもとに、うちはその算定に基づいてこれだけ下さいと、もう交付税の中に含まれてるでしょうということでもらってるということだけなんですよ。それだけの話なんです。もし病院がないとするならば、その分は来ないという、逆に言うとそういうことでございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○3番（所賀 廣君）

繰出金についての質問はこれくらいにしたいと思いますが、町長にお尋ねしたいというふうに思います。この経営形態で果たして指定管理者なのか独立行政法人なのか、その移行を現段階で検討されているという中ではないわけですが、そのメリット面を含めて先ほどから話していますようにメリット面もあるということです。このメリット面を含めて移行するにしても、その最終決定というのは町長にあるというふうに思います。架空的な話、現象で本当に恐縮ですが、改革委員会等設立も視野に入れながらというふうに思います。町長、その辺のお考えを、お答えにくい面もあろうかと思いますが、今考えられる町長のお考えをできれば聞きたいと思いますが。

○町長（岩島正昭君）

これは以前、総務省のアドバイザー事業を受けながら今全部適用になったわけですが、その諮問機関の答申の中で、まず3年間については様子を見ましよう、黒字化

にならない場合は公設民営化等々を検討してくださいというふうな諮問の内容やったわけですね。今、黒字等々で推移をしておりますから私は今の体制でいきたいと。ただ、これが答申内容で3年間という限定がありましたけど、これは公設民営化とか指定管理するとき、太良町自体の人口が減る中で民営化になった、さあ、いざドクターがどっからか来て経営に携わったと、もう赤字になった場合は夜逃げとかなんとかされた場合は、これはドクターの勧誘というとも当然できんで、太良病院はもうそれで恐らく閉鎖せにゃいかんという事態も来ると思うんですよ。今、小児科自体もそういうふうで皆さんたちおっしゃるとおりになかなかドクター不足で寄せ切らん状況ですからね。だから、今の院長等々も一生懸命頑張っていたで極力ドクターも勧誘をしておりますけども、公設民営化に切りかえた場合は、恐らく民間で立っていかないだろうと。もちろん町立病院じゃない場合は交付税も来ないんですよ、総務省からね。だから、町立病院だから来るわけであって、公設民営化になれば民営化になればそういうふうなことは全然国の交付金も来ない、収支は、もう一単独病院でやっていかないかんというような状況になりますから、できるだけ太良町はこういうふうな診療所で中核病院とは太良病院だけですからね、できるだけ今の状況を保っていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○3番（所賀 廣君）

先でどういうふうな形になるのか非常に心配といいますか、しているわけですが、さっき町長が言われたこのままの体制でもよくはないかと言われながらも、さっきの退職組合の関係、あの辺の5,000万円ぐらいは節約できるというふうな魅力のある数字でしたので、できることなら個人的には独立行政法人ぐらいにやっていただきたいなあというのと、それから繰出金も独立行政法人になってもちゃんとその繰出基準に従って算定して交付されるということがありますので、その辺、町長とか院長、皆さん一緒になりながら一番いい方法というのを今後も重ねていって検討していただきたいというふうに思って1点目の質問を終わりたいと思います。

じゃ、2点目の人工透析のことについてお尋ねをしたいと思いますが、その前にこれ関係がございまして、健康増進課と町民福祉課にそれぞれにお尋ねしたいと思います。先ほど答弁の中でありましたように40歳以上の特定健診の受診がかなり人工透析の抑制にも大いに役立っているというふうなことを聞きましたが、この40歳以上特定健診の受診率の推移がここ2年か3年でもいいですから教えていただきたいと思います。

それからもう一つは、町民福祉課には平成25年度の決算書で障害者自立支援医療費、更生医療ですが、これが決算額ですね、1,178万1,483円というふうになっておりました。この金額のうちにこの人工透析に対する医療費補助が幾らなのか、1,100万円に対して幾ら人工透析に医療補助されたのかと、それからさっき36名の方が今透析を余儀なくされているという

ふうに言われましたが、この方たちが果たして自分で車を運転しながら、これは鹿島、白石、諫早、それぞれ遠いところに透析のために行っておられるようですが、この交通に対する移動に対する支援はないのか、本人さんが御自身で元気で運転して行かれてるのか、あるいは家族の手をおかりしながら行かれているのかという疑問もありますので、この2点、健康増進課と町民福祉課にお尋ねしたいと思います。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

特定健診の過去ここ二、三年の受診率の経緯ということでございますけれども、23年度からの受診率を申し上げたいと思います。23年度が40.4%、24年度、42.7%、25年度、45.1%となっております。

以上です。

○町民福祉課長（松本 太君）

お答えをいたします。

平成25年度の更生医療の関係ですけれども、議員おっしゃいました1,178万1,483円のうち透析患者分の医療費が600万6,899円、50.9%の支出となっております。

それから、車の運転等が必要だということで支援はないかということですが、今のところは支援等はありません。今の現状を申し上げますと、ほとんど病院のほうで送迎をされているようでございます。

なお、この車の補助は支援とかはないんですが、あと自動車税の減免とか、そういうふうな支援は行っているところでございます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

病院側にお尋ねになろうかと思いますが、先ほどの特定健診の受診率が40.4、42.7、45.1と年々その受診率がふえていると言いながらも、これ100%がもう最高にいいんやけど、これがベターだというふうに思いますが、それでもなかなかそうはいかない、50%に乗っていないというふうなところで非常に頭の痛いところだというふうに思いますが、この増加抑制につながるということから、受診率の向上に向けてさまざまな角度から頑張ってくださいというふうに思うわけですが、もう一回健康増進課に限りなく50%を過ぎるような方策というのは今考えておられますか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

今、うちのほうでは60%を目標ということに掲げてちょっと高い目標を掲げて職員精いっぱい頑張っております。なかなか個人さんの行動を病院なり集団健診なりに足を運ばせるとい意識改革が一番大変なことだと考えております。最近では各地区ごとの受診率を公表し

て、なるだけ健診会場に足を運んでいただくようにというふうなことで、それと広報、最近ではケーブルテレビ等でも放送をして受診率アップにつなげてきたところでございます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

これは人工透析なんですが、世界を見てみますと、人口10万人当たりの透析なんですが、その患者数というのが何と日本が断然トップで10万人当たり約300名というふうな数値が書かれております。続けて、アメリカ、ポルトガル、ギリシャ、ドイツというふうな順番になってますが、院長の答弁の中で初期の投資に相当かかるというふうにありました。確かにこれ費用対効果も十分考慮に入れるのが当然だというふうな感じがするわけですが、さっき言われました受診率の向上あたりが100%になって、ほとんどこれがいろんな生活習慣病等あたりをうまく抑制できて患者さんがいなくなるということなら結構ですが、そうじゃなくて、どうしてもふえる傾向にあるのではないかというふうに考えたときに、人工透析投資に幾らかかる云々も大事ですが、患者さんのためにぜひ考えるということも必要じゃないかというふうに思うわけですが、今後のその辺の考え方としてどういうふうに思われるのか、院長、お願いします。

○太良病院院長（上通一泰君）

お答えします。

透析患者さんが町内36名いらっしゃる。今後も大きくふえることはないかと思いますが、同じ程度でずっと継続していらっしゃると思います。長期的に考えて、その町の方々のために透析の導入というのは考えていいことかと思いますが、現状として先ほど申し上げましたとおり、ちょっと困難な面もあります。小児科の問題でもそうですが、全国的に腎臓内科の医師も確保がなかなか難しく、一定地域で病院ごとに役割を決めて、そこで広い地区で役割分担してカバーし合っていきましょうという考え方も最近ではちょっと主流にはなってきたかと思いますが、ほかの病院としっかり連携していくというのと、あと生活習慣病を役場のほうともしっかり連携して情報を共有して町ぐるみで予防治療を充実させていきたいと考えています。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

この人工透析にしましては、確かに今院長が言われましたように周りとの連携というものもある意味考えられるということであれば、その辺も十分視野に入れながら、今後ぜひ考えていただくその一つにしていいただければというふうに思います。

じゃ、3点目に移りたいと思います。小児科の医療体制についてですが、この小児科医療は、小さいお子さんはほとんど夜に急変することが多いというふうに伺っております。どうしたらいいのかわからない、病院に電話されることもあると思いますね。そうしたときに問

診、初診を行って対応できない場合に素早く病院紹介を行う必要があるのではないかというふう思うわけですね。病院がその体制ができていればのことなんでしょうけど、さっき言われた小児科の医師がほとんど佐賀大学や嬉野からの週に2回の午後ということになっておるものの、やっぱり小さいお子さんを持つお母さん方、保護者の方たちは心配だというふう思うわけですね。この辺の体制についてどういうふうにお考えなのかお尋ねします。

○太良病院院長（上通一泰君）

お答えします。

小児科の患者さんの夜間対応についてのことですね。小児科の医師の確保については活動はしてはいるんですけど、なかなか確保が難しいというところですね。実際の現在の現状ですけど、内科医師3名と外科の医師1名、整形2名、あとは大学から整形2名と、そういう体制ですね、当直を回して夜間の当直をしている状況です。小児科、患者さんからの連絡があった場合に発熱であったりとかこちらで診れるものに関しては対応したいと考えておるんですが、やはり症状が強いものであったりとか、乳幼児のお子様の場合はなかなか私たちもふなれで十分な診療が行えないと考えておりますので、ほかの病院を紹介することにしていきます。鹿島藤津地区では大体小児科の当番日が決めてあります。時間がちょっと今はつきりしませんけども、そういう決まりがあります。ただ、小児科の医師が常にいるかということ、ちょっとそこもなかなか難しいところでもあります。一応当番としては決めてるということと、やはり佐賀県内でも嬉野医療センターに小児科の医師を集めて24時間対応できる体制をとということでされていますので、対応が難しいときには嬉野医療センターに紹介するか、もう直接連絡していただくかということになるかと思えます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

これはある保護者さんからお聞きしたわけですが、とにかくどがんしようもなときは消防署に聞くとよということですね、消防署に。じゃ、消防署で例えば小児科だったら、今行ってすぐ受け付けて診てもらえるのはどこだというふうな聞き方をするというふうに言われました。そうやってぱっと、あっ、消防署というふうに思われる方は、そりゃいいとしますが、そうでない方も結構おられるような場合に、夜間に太良病院に電話がかかることも多々あるかと思えます。そういったことも踏まえて、じゃ今後今から先電話のときにはこうこうこういうふうにといいさっと保護者さんあたりに伝えられるような内容を常に毎日毎日ということになります、じゃきょうの場合は担当がここだからというふうなことというふうな素早い対応ができるような一つの体制、要するにこれは太良病院は救急告示病院になつてくるわけですから、この辺も告示病院の果たすべき役割の一つじゃないかというふう思うわけですね。それで、問診あたりぐらいで対応できれば結構ですけど、結構夜だとそうじゃない場合も多いかと思えますので、その体制というのをしっかり保護者さんなり相手さんに伝

えられるようなサービスをしていただきたいというふうに思いますが、その辺のお考えを、例えば看護師さんあたりとのチームをつくって十分検討して内容を練り合わせてつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○太良病院院長（上通一泰君）

お答えします。

現状でも対応できる病院というのが実は結構限られてはいますので、把握してる分は患者様に伝えるように、お電話でお伝えするようにはしているかと思いますが、御指摘のようにまだまだ不十分な面もあるかとは思いますが、より詳細に情報を把握して対応できるような体制にしていきたいと思えます。

以上です。

○健康増進課長（田中久秋君）

小児科の時間外診療のことでの質問が出てましたので、若干うちのほうで負担金、補助金、委託料等を支出している分がありますので、御紹介をしたいと思います。先ほど院長のほうから地区で当番医が決まっているというふうなことでしたけれども、鹿島医師会と武雄医師会のほうで小児時間外診療ということで事業を行っております。それで、町からも武雄地区のほうにも加盟し負担金、それで鹿島医師会のほうへ委託料というふうな形で支出しております。その広報につきましては、毎月の広報紙の一番最後のページに今月の鹿島地区の在宅の当番医は何日と何日はどこどこ病院ですよと、武雄の場合はどこですよというふうなことで広報はしておりますし、それとあとうちのほうでは乳幼児健診とかも行ってありますので、そういった保護者の方には当番医のどこどこで時間外は診療を行っておりますよというふうなことでお知らせもしております。鹿島医師会と武雄医師会の分を全部ひっくるめると、1週間通して時間外診療がどこでかは受けられるような体制はできております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

時間外診療についてはそれくらいにしたいと思えますが、先ほどお言葉にありました人材紹介会社に1名ほどの情報があつて、まだそれが定かでないというふうに言われておりましたが、都会と田舎の違いといひましようか、あるとは思いますが、開業医の方が年齢でやめられるのかどうかは別としまして、開業医をおやめになったそのお医者さんを公募して、その臨時職として病院で診療に当たっていただいているという例があるというふうにお聞きするわけなんですけど、なかなか太良町の場合では難しいとは思いますが、先ほどの人材紹介会社も結構ですが、そういった公募をやってみるのも一つの方法ではないかなというふうな感じがしているわけですが、この件についてはどうですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

公募というところですけど、一般的に公募といったら職業安定所とかハローワークとか、そういったところに登録をするという方法が一番広く伝わるんじゃないかと思いますが、まずドクターがそこに登録探しに行くかといったら、そりゃもうまずあり得ないと思います。今現在インターネットがすごく発達しておりまして、先生方の転職を考えている方のほとんどが、そのネット上で登録をしているという状況です。私たちもそういったところに目を向けてその会社のところに電話をしたり、紹介会社の人と会って話を聞いたり、そういったところで探していくのが一番堅実的かなと思って今対応しているところです。

○3番（所賀 廣君）

以上、大体3点質問をさせていただきましたが、1番目の経営形態の件にしましても、2点目の人工透析の件にしましても、3点目の小児科医療体制、特に夜間の医療体制あたりを質問させていただきましたが、いずれの項目にしましても、よりよい結果といえますか、希望が持てるような体制づくりができればというふうに思います。そう願って私の質問を終わりたいと思います。

○議長（末次利男君）

これで一般質問の全てを終了いたしました。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。

お疲れでした。

午後2時21分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 田 川 浩

署名議員 江 口 孝 二

署名議員 所 賀 廣